# 長野県行政機構審議会 外郭団体見直し検証専門部会(第2回)議事概要

開催日時 平成19年5月11日(金)14時00分~

開催場所 県庁西庁舎111号会議室

出席委員 市川部会長 岡村委員 小林委員 沼尾委員(青木委員は所用のため欠席)

県出席者 浦野総務部長、藤森行政改革課長ほか

### 1 開 会

### (事務局)

それでは、ただいまから第2回長野県行政機構審議会外郭団体見直し検証専門部会を開会いたします。本日は青木委員から所用のため欠席する旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。本日はおおむね4時終了をめどにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。議事の進行につきましては、要綱第4の規定に基づき、市川部会長にお願いいたします。

#### 2 議 事

### (市川部会長)

皆さん、ご苦労様でございます。前回は、私ども委員が、勉強会ということでそれぞれのところからレクチャーを受けたわけでございます。本日は、団体を所管しております各部局から説明を受けるということでございます。所管する担当部局からの説明と、次回以降になるかと思いますけれども、直接、団体からの意見も承るとこういうことになっているわけでございます。両方の、それぞれの考え方なり拝聴してから、その後に部会としての私どもの考え方をまとめていきたいと思っているところでございます。

本日は、お手元に資料が差し上げてございますけれども、各部局でまとめていただきました課題、お考えになっております今後の方向性、その理由、これらを中心にしまして説明をしていただきまして、それに対しまして各委員からご質問や、取りまとめに当たってお聞きしたいことをいるいろ聞いていただければと、このように思っているところでございます。件数がたくさんあるわけでございまして、時間はおおむね4時ということですので、限られた時間でございますので、効率的に進めていきたいと思います。よろしくご協力をお願いいたしたいと思います。

### (1) (特)長野県土地開発公社

# (市川部会長)

それでは、この日程に従って進めてまいりたいと思います。最初、土地開発公社ということに なりますが、企画局土地対策室長さんから説明を受けたいと思います。よろしくお願いします。

#### (企画局土地対策室長 市川武二)

土地対策室長の市川武二と申します。よろしくお願いします。私の方からご説明申し上げます

資料につきましては、お手元の資料の1、重点的に検証を行う外郭団体の課題等の、まず所管部局の検討案という資料をごらんいただきたいと思います。最初に載っています長野県土地開発公社の関係でございますが、時間の関係もありますので、事業概要や改革の実施状況等については記載のとおりであります。右の方の課題等及び今後の方向性及び理由を中心にしまして、お話し申し上げたいと考えております。

課題等の欄には土地開発公社の廃止に伴います課題を3点、整理させていただいていますが、 今後の方向性として、企画局としましては、存続して、さらなる組織、体制のスリム化をしてい ったらどうだというふうに考えております。その理由としまして2点を掲げてございます。1点 目ですが、今後も一定の事業量が存在するということでございます。本年2月に実施して、4月 27日ですか、結果が公表されています、平成18年度の長野県民満足度等調査によれば、地域の道 路の建設や改良、それから治山・治水・砂防の推進など公共事業に関する満足度としましては、 県全体では重要度は比較的低いんですけれども、不満度は高い結果となっています。これを地域 別に見てみますと、諏訪、上伊那、下伊那、松本、長野の各地区では、重要度も高く、また不満 度も高いと、このような結果が出ておるわけでございます。県のホームページにもアップされて いますのでごらんになっているかと思いますが、これらの県民ニーズを参考にしまして、総合的 かつ計画的に県政を推進するため、現在、中期総合計画を策定しているわけでございます。この 計画は、5年後、10年後のあるべき長野県の姿を描くことになっておりますが、策定自体は本年 の12月議会の議決を待つことになっております。この計画に位置づける予定の県の施策、事業の 実施に当たりましての裏づけとなる財政見通しにつきましては、本年3月に策定されました長野 **県行財政改革プランとの互いの整合をとるということになっております。その関係資料を資料2** の3ページということで、お手元の方に配らせていただいています。

この資料は、今申し上げました長野県行財政改革プランの抜粋ですけれども、今年度を初年度としまして平成23年度までの向こう5年間の財政見通しを立てているところでございます。資料の中ほどになりますが、投資的経費の欄をごらんいただきたいんですが、これを見ますと各年度とも1,528億円という数字が入っております。この額、すべてが土地開発公社の事業に関係するとは当然思っておりませんが、事業の選択がされたとしても用地先行取得を必要とする事業がなくなるわけではないということは言えると思います。またこのプランでは、厳しい財政状況下においても真に必要な社会資本を重点的に整備すると明記されております。こうした機能を活用する機会は十分存在すると言えると思います。逆に言いかえれば、この公社の機能、皆さんご存知かと思いますが、土地税制でありますとか、相続や権利の関係、代替地等々の問題につきまして、豊富な経験からの交渉テクニック等を駆使した高い用地業務のノウハウを持っている職員を使わないと、県の施策の実施に支障が出る可能性があるということも言えるのではないかと考えております。

それから次の理由でありますが、県直営に比べて経済的に優位があるという理由につきまして、 資料2の4ページをお開きください。こちらは、土地開発公社を活用した場合と県直営で行った 場合をモデルケースで比較したものでございます。左側が現行どおりやった場合、右側が公社を なくして県直営でやった場合とこういうことでありまして。上の方につきましては、一般論の比 較でございますが、体制整備としましては、県直営になりますと新たな体制整備を必要とします ということ。取得の方法につきましては、県の場合は起債によりますということ。この起債によ るがために、民間金融機関等の借り入れの欄でございますが、所定の手続、いわゆる総務大臣協議等の手続が出てきますと。これを受けまして、2つ飛ばしていただきまして、用地買収までの期間という欄でございますけれども、公社の場合には年度の予算が承認されれば4月から直ちに着手可能であるんですが、それに比べて県直営による起債によりますと半年ぐらいのタイムラグが出てくるということであります。造成費、事務費の借り入れについては、記載のとおり、借り入れ対象になるもの、ならないもの、このように明確に分かれております。適用金利につきましては、両方とも1.8%でやっていますので差異はございません。

その次へ行きまして、20億円の先行取得事業があったということの中において、直轄事業と県の事業と2つに分けて比較したものがございます。先ほど申し上げましたとおり、金利は一緒でございますし、事業費も変わらない、両方とも同じですので、要するに諸経費的なものの比較をすればいいと、こういうことになろうかと思います。公社における20億円の場合の直轄事業の場合はどうかということをご説明申し上げますが、まずの括弧書きで1人当たりの取扱実績3億4,700万円というのがあります。これは土地開発公社が平成10年から17年度までの8年間に取り扱った実績額を平均化したものでございます。ご存知のとおり、この事業におきましても最近大分少なくなっていますし、かといって平成7年をピークにして減ってきているところでありますので、両方の要素を加味したところで平成10年から17年の8年間の平均を持ってきました。右欄の県直営の場合も同じ考え方のスパンでやってありますが、そもそもこちらは県直営、建設事務所の職員を中心にしてやった実績でございます。土地開発公社の職員と県職員が担当する業務そのものについても異なっておりますので、一概にこの数字をもってどうだということは言えないのかもしれませんけれども、一つの見方としてこの指標を使ってあります。

また、お手元の今見ていただいている資料の一番下に参考としてつけてありますが、県職員と公社職員との用地業務経験比較というものがございます。県職員におきましては、この3年間を見ても50%前後で2年未満の職員がいると。2年未満の職員が50%前後いるということ、この辺のノウハウの蓄積の差というのも実はあるということでありまして。一つの見方の中の背景として、ちょっと頭の隅に入れておいてもらえばありがたいなと思っております。

今申し上げましたような背景の中で、土地開発公社におきましては3億4,700万円、県職員につきましては1億4,400万円の数値を用いて直轄の方を比較していきますと、物件費については双方同じ額ということにしてありますけれども。国から入る収入としての6,000万円に対しまして、公社では約90万円の黒字が出るという数字があります。県の場合ですと、逆に6,000万円の赤字が出るという数字があります。これが一つの見方かなと思っておりますし、それから下の県事業の方でありますが、今申し上げた原単位的なものは同じでありますが、公社の場合ですと2,700万円強の黒字が出る計算にはなります。その反面、県直営でやりますと、一番下にあるマイナス2,000万円に加えて、いわゆる物件費と言いますか、この事務費というものの予算化が出てきますので、プラスアルファが出てくるということで、かなりの差が出るという計算になります。

それに加えまして、次のページ5ページであります。こちらは市町村土地開発公社の状況をまとめたものになります。平成17年度末のデータでございますけれども、市町村で土地開発公社を設置しているのが52市町村であります。先行取得の実働部隊であります常勤職員数の欄をごらんいただけばわかりますが、最も多い長野市でさえ10人ということでありまして、52団体全体で、一番下の欄になりますが、常勤職員数は52団体で52人という数字になっています。31の土地開発

公社では常勤職員がいないのが現状でございますし、これに加えて29の町村には土地開発公社がないということがありますから、国直轄事業などの受け皿としては、ごくまれなケースでしか可能でないということは言えるのではないかと私どもは考えております。

短時間でありますが、以上のことから土地開発公社の機能は存続させてほしいと、また存続させるべきではないかと考えておりますし、存続させるのであれば、今ある長野県土地開発公社を そのまま存続させてはいかがかと考える次第です。説明は以上です。

# (市川部会長)

ありがとうございました。委員各位からご質問等ありましたらお願いします。

# (小林委員)

必要人員のところが今回はきっとコスト的な、説明のところの大きなところだと思うんですが、20億円の先行事業のときに、公社は6人、それから県直営の場合は14人、これ、それぞれの実績に基づいて出されたと思うんですけど、逆に言うとこんなに差があるなら、例えば県直営の事業は公社に委託するということはできるんですか。

# (企画局土地対策室長 市川武二)

手法としては考えられないことはないですが。これは人事制度の関係がありますので、組織のことがありますから、また総務部長もそこにおりますけれども。私は、そういう条件整備ができれば可能だというふうに考えますけれども。

ただ、先ほど申し上げたとおり、一つの実績に基づく数値を使っていますが、特に公社の場合ですと、国の直轄事業、大きな事業費を取り扱ったり、それから補償物件、補償額の多い事業を扱ったりしていますから、県職員がこの数字を見て能力がないとかということでもないと思います。補足でお話し申し上げます。

#### (小林委員)

そういう意味では、ちょっとこの数字そのものの差をもって云々というのは、逆に言うとちょっと難しいんじゃないかなという気もするんですけどね。

#### (企画局土地対策室長 市川武二)

ここは、先ほど申したとおり、平成10年からの8年間のデータをベースにさせてもらいましたが。その前の段階の時代は、いわゆる10億円前後の事業費を職員1人でやっていたというときもあるんですよ。ということは、それだけの事業があればそれをこなす能力もあったということは言えるかと思います。

#### (市川部会長)

工業団地については、今後も今と同じ状況で続けていくんですか。

### (企画局土地対策室長 市川武二)

かつてのテクノハイランド構想等に基づく県営による産業団地整備はあったわけですが、現段階におきましては、この3月に商工部が中心となりまして産業振興戦略プランを策定しております。その中を見ますと、工場用地につきましては、市町村が整備をするということになっておりまして、それに対して長野県としましては、権限の委譲等を含めての支援をするという位置づけになっていますから、現段階における県の計画としては、県みずからがやるというものの位置づけはないと。ただ、商工部からお聞きしているところによれば、市町村からは県にやってほしいという要望があるという話は伺っております。

# (小林委員)

今回のこの専門部会への外郭団体のあり方の諮問を見ますと、従来の基本方針の策定から2年以上が経過して経済情勢等の変化や法制度の改正など外郭団体に関係する状況に変化が生じていると。だからここで見直すということだと思ったんですね。そうすると、その観点からのポイントというのは何かあるんでしょうか。今の説明ですと、それはその前のときにも存在していたのではないかなという気がするんですが。

# (企画局土地対策室長 市川武二)

これ、私が言っていいことなのか、見直しをするというか、見直しというか検証をするという ことだと思うんですが。それは藤森課長の方からお願いしたいんですが。

### (藤森行政改革課長)

前回の部会でご確認いただいたのは、今、委員おっしゃったようなことかなというふうに思います。

#### (市川部会長)

1点だけお聞きします。直営はやめて、土地開発公社を存続させていくとの説明ですが、今後事業量が増えた場合はプロパー職員を増やすという考えはありますか。

### (企画局土地対策室長 市川武二)

現段階において言えることは、新規にプロパー職員を雇用するという計画はないということです。減らせるところまで減らしておいて、それに対して事業量があった際に対応しきれなくなりますから、その際に対応する方法としまして、公社のプロパーOBの雇用による活用、またさらに足りなければ、県職員からの条例に基づく派遣というようなことで対応したらいかがかと考えております。

# (岡村委員)

先ほどのご説明の中で、県直営にした場合には半年ぐらいのタイムラグが出るというようなお話をたまわったわけですけれども、県直営にした場合に、国の事業量、時間はちょっと遅れるけれども事業量全体が減ってくるとかというような、そういうことは懸念されるんでしょうか。

### (企画局土地対策室長 市川武二)

その点はないかと思います。

### (小林委員)

これは、先行取得についてですね。当年度のものではないわけですね。そうすると、この半年 の遅れというのは、基本的にやっていく上でどの程度の弊害というんですか、その支障というの は出るものなのでしょうか。

### (企画局土地対策室長 市川武二)

ケースバイケースによるのでしょうが、今、例えば用地交渉一つを例にとりますと、そのお宅なりたくさんのお宅との接点を考えると、半年というのは非常に大きな時間ではあることは事実だと思います。具体的にどうだということではないんですが、イメージ的にそういう感じになると思います。半年は1年間の半分でございますので、その年度の半分は使ってないということになりますから。

#### ( 岡村委員 )

このカラー刷りの県営産業団地の分譲促進、責任の明確化と公社の協力云々というところで、16年の3月、いわゆる購入価格に対して分譲価格はこのオレンジ色の部分ですから、値下げ部分は公社と県が財源負担をしましょうと。これが19年の3月になりますと、若干減ってはまいりましたけど、分譲価格、値下げ分相当は県が財源負担をせざるを得ませんよということなんですが、この場合、公社が存続することによって県が負担する金額は何か増えてくるようなものがあるんでしょうか。それがあるとすればどんな品目があって、それが増えるのか、減るのか。これは公社の存否にかかわらずこのマイナス分、いわゆる簿価と時価の差額部分は県が背負っていかざるを得ないのか。

### (企画局土地対策室長 市川武二)

土地開発公社が存在するがためにということでは一切ありません。原因は、公社があろうがなかろうが、その長期保有になっている未分譲の土地が、この産業団地がいつの時点で売れるかというのが問題でありまして、そのような懸念はないと思います。

### (市川部会長)

よろしいですか。ではこれで土地開発公社は以上で終了をさせていただきます。ご苦労様でした。それでは林業公社の関係、お願いいたします。

# (2) (社)長野県林業公社

#### (林務部森林整備課長 久米義輝)

林務部森林整備課長の久米と申します。長野県林業公社について、説明申し上げます。 資料の1、土地開発公社の下のところになります。林業公社は、改革基本方針におきまして、 財務条件等を満たした時点で廃止ということで、それを受けて改革実施プランにおいては、公社 を県行造林に移行する方向で作業を進めているところでございますが、さまざまな課題が生じて おります。主な課題としてここには2つ挙げさせていただいております。

1つは、県行造林移行のためには、国による制度改正が必要な事項がありますが、その見通しが立っていないことです。このため現在のまま移行しようとすれば、公社に多額の消費税が課税されること。また約3,800名に及ぶ契約者との変更手続は、県行造林への移行のいかんにかかわらず行わなければならない事務として、公社でも現在取り組んでいるところでございますが、契約相手方の相続などにより権利関係の把握に多くの時間と費用を必要としており、短期間で処理することは不可能なことでございます。

2つ目の課題といたしまして、県行造林に移行した場合、公社に対する国の支援措置が受けられなくなり、森林整備に伴う県費負担の増額が必要となることでございます。こうした課題を踏まえ、担当部局の林務部としましては、林業公社を存続させることが必要であると考えております。

続きまして、資料の3の1から5ページにつきましては、前回、ご説明申し上げましたので省略をさせていただきます。6ページをごらんいただきたいと思います。前回、公社を存続させた場合と県行造林に移行した場合に、国の支援措置にどれほどの差が生じるのか、明確にするようにとのご指示をいただきました。18年度、単年度における比較でございますが、公社を存続させた方が、補助金、交付金収入と合わせまして、1億6,900万円余の収入が余分に見込まれ、結果として累積債務の縮減が期待できるという計算結果が出ております。

また県行造林に移行した場合の制度上のデメリットとして、農林漁業金融公庫から無利子資金が受けられなくなることや、県が公社に対して行う無利子貸付にかかわる利息相当分の特別交付税が対象にならないことも挙げられます。

7ページをごらんいただきたいと思います。公社は、現在、約1万5,000ヘクタールの森林を経営しているわけでございますが、森林を育てるためには、植栽してからの林齢に応じて、下刈り、除伐、枝打ち、つる切り、間伐、さらに最近では野生鳥獣による被害から林木を守るための柵の設置や忌避剤の塗布など、さまざまな施業が必要となっています。グラフに示してありますように、公社の森林の多くは30年生未満であり、まだまだ施業を必要としている状況です。このため国の支援措置を活用して施業コストを低減し、計画的、効率的に施業を実施していくことが必要です。一方、一部の林分では、植栽後40年以上が経過し、間伐収入を期待できる林分も生まれている状況でございます。

改革実施プラン策定後の社会情勢の変化や、森林・林業に対する要望についてでございますが、 下段の方に整理してございます。大きく4点ほど触れさせていただきます。1点目は、森林所有 者の世代交代や不在村化などによる山離れが顕著となり、森林管理の空洞化が急速に進む中にあって、森林の有する多面的機能の発揮への国民的期待が高まっていることです。このため、森林 管理の受け皿となる存在が必要となっています。2点目は、地球温暖化吸収源対策の実行です。 京都議定書に基づきます第一約束期間の初年度である2008年を前に国を挙げて森林整備の機運が 高まっており、企業等の社会貢献活動の一環としての森林整備への参加が顕著となっている中、 森林整備の核となる存在が求められていること。3点目は、経済のグローバル化が進む中で、国 内における計画的、持続的な木材生産への期待が高まっており、木材を安定的に供給できる仕組 みが求められていること。4点目は、行政のスリム化が従来に増して求められており、県、市町村有林等の管理を代行できる受け皿が必要なことです。

このような状況を踏まえまして、長野県ふるさとの森林づくり条例に基づき、県土の約80%を 占める長野県のメルクマールでもある森林を健全な姿で後世に引き継ぐためには、山守として長 年にわたり地域の信頼を勝ち得ている長野県林業公社の森林管理能力を生かすことが必要であり、 その存続が必要であると考えます。以上で説明は終わらせていただきます。よろしくご審議のほ ど、いただきたいと思います。

### (市川部会長)

委員各位からご質問等ありましたら、どうぞ。

### (岡村委員)

6ページの図表で、非常によく単年度の得べかりし利益がよくわかったわけですけれども、この6ページの数字、それから多額な消費税の負担がかかるというふうに言われている中で、3ページにございますような他県のところは、県ごとに状況はもちろん違うんでしょうけれども、これらの利益を放棄してまで県営林に移管したという、何かその辺の事情についてはお聞きでしょうか。

### (林務部森林整備課長 久米義輝)

私ども、聞いておりますのが、今、岩手県が非常に先行してやっておられるというふうにお聞きしております。やっぱり岩手県につきましては、多額の長期債務をこのまま放置することは非常に好ましくないという中で、かなり強引な手法と言いますか、そういうような判断で県有林の方に移行したと、こういうふうに聞いております。その他のところにつきましては、まだ、18年度以降、国の支援制度が充実してきたと、こういうような状況を見ながら今後の判断をくだしたいとこういうような情報をいただいております。

# (市川部会長)

県行造林、県有林へ移行させるということで、債務がなくなるということはない、そういうことですか。

# (林務部森林整備課長 久米義輝)

県から公社にお金を貸し付けておりまして、それと、公社の資産としては地上権、立木の育成する権限を持っているわけです。それを相殺することによって、表面上は長期債務が消えるということになります。県の貸付金と農林漁業金融公庫の貸付金と公社の地上権分を相殺する形によって、長期債務が消えるとこういうことです。すみません、農林漁業金融公庫の、お金を返さなくてはいけないという件については、県の方がその債務を引き継ぐという格好になりますが、県の貸付金についてはそういうわけで相殺されるということになります。

### (市川部会長)

県がそれだけの債務を背負うということですね。

### (林務部森林整備課長 久米義輝)

農林漁業金融公庫分の債務については、肩代わりするということになります。

#### (市川部会長)

別にその分がどこかへ消えてなくなるわけじゃ決してないですよね。

### (小林委員)

この分収林のことで、土地所有者の評価というのは、林業公社の山守として役割を評価ということで、今後も期待ということなんですが。今後の方向のところでは、分収林事業については、整理縮小後、期間満了をもって廃止ということですので、これ、おそらくこの分収林経営を大きく書いているということは、従来の林業公社のやっぱり中核事業は分収林経営だったんだと思うんですね。それが、それはもうやめると、社会情勢の変化でこういうことがあって、こういう事業を行っていくということなんですけれども。これは、ある意味では大きな県の政策にかかわる問題というんですか、いわゆる林業公社が、では俺たちがやるよという問題なのかどうなのか、それからほかの団体との共同でやるのか、その辺は、要するにこれをもって存続させるべきだという理由になるんですかね。ちょっと役割はもう変えていくとすると、それは林業公社だけの意思でいいのかどうなのか、ちょっとそこら辺、私、よく、行政の分担とかよくわからないんですが。

#### (林務部森林整備課長 久米義輝)

平成88年までは、現在の分収契約を交わした森林の管理というものをやっていく必要性があるということで、そこまでは最低でもやっていたいと。それでここに記述しましたように、その後の社会情勢の変化などを踏まえまして、適正な森林管理を継続していくためには、何らかのしっかりした組織というものが必要であると、こういうふうな我々認識をしているわけでございまして。そうした知識、技術、能力というものを、現在、林業公社が有している状況の中で、その機能というものは生かしていく必要があるとこういうふうに考えております。

#### (市川部会長)

ほかに、よろしいですか。ありがとうございました。では道路公社の関係、お願いします。

# (3) (特)長野県道路公社

# (土木部道路建設課技術幹 小林康成)

道路公社の関係につきまして、お手元の資料1に従いまして説明させていただきます。

まず現在の改革の基本方針等及びその理由でございますが、平成26年度に道路公社を廃止し、 県出資金は返還を免除し、償還に繰り入れることによりまして有料道路を無料開放することになっております。平成26年度に、県出資金を除けば、未償還額を内部留保額が上回り収支が均衡す るという年度が26年度であります。改革の実施状況は記載のとおりでございます。

今回の検証に当たりまして整理しました課題等でございますが、1点目は、予定していた県出資金の返還がなされず、財源が減少しまして、県財政に影響が出るという点であります。県からはそれに見合う行政サービスが提供できない。一方、県民にとってみますと、それに見合う行政サービスが受けられないというデメリットがございます。

2点目は、平成27年度から平成38年度の無料化の前倒し期間におきまして、維持管理費の県負担額が増えるという点でございます。これは、予算、人員、両面であります。ちなみに平成17年度の有料6路線の維持管理費は、年間7億5,000万円を要しております。さらに無料化に伴う交通量の増加によりまして、一部の道路では、騒音、振動等、沿道環境の悪化が懸念されますので、その対策を講じる必要がございます。

3点目は、道路公社の廃止に伴う有料道路全線無料化は、全国的には事例がございません。特殊なケースでありまして、地方道路公社法では、公社解散には国の認可が必要とされております。

以上から、担当部局の土木部といたしまして、今後の方向性でございますが、全路線の償還が完了、または有料道路の事業期限に達した段階で団体の廃止、平成38年度というものでございます。計画どおり公社を存続した場合には、平成38年度に五輪大橋が無料開放になる時点で30数億円の赤字が見込まれますが、かなりの県出資金は返還されることになります。2点目は、維持管理費の急激な県負担増を回避できるという点であります。説明は以上でございます。

# (岡村委員)

12年間、営業を延長すると、県の貸付金の219億円は返せるんでしたか。

#### (土木部道路建設課技術幹 小林康成)

今ご説明したんですが、そのままの計画でいきますと、平成38年度で30数億円の赤字が見込まれます。これについては、交通量の伸びは不確定要素がありますので、その辺、はっきりした数字は、予測なんですけれども。ですから、219億円から30数億円引いた分、返還されるということになると思います。

#### (小林委員)

ここで、今、負債の方の219億円の件だけ表に出されているんですけど、逆に言うと、有料道路を無料化することによる経済効果も一方であると思うんですよね。本当はそことの比較ではないかと思うんですね。要するに県の経済に与える影響とか。そういう中で、おそらくそれがいわゆる良い方に働くとすれば、それはそれでまたプラスとして見るべきではないかと思うんですけれども。

# (土木部道路建設課技術幹 小林康成)

お手元の資料にも別添でついておりますが、県といたしましては、早期無料化につきまして、 メリット、デメリットを、県、県民、あるいは関係機関という、それぞれの視点から比較します と、平成26年に全線無料化する方がデメリットの方が大きいという考えでございます。

### (土木部土木技監兼道路建設課長 北沢陽二郎)

確かに経済効果はあるかと思うんですけれども、有料道路事業そのものが、必ず代替路線がなければ有料道路事業として成り立ちませんので、必ずその無料を好む方と言いますか、その方たちには方策はとられているんですよ、現状も。必ず有料道路の方がグレードが高いわけでして、いわゆる安全性、サービス性が高いということで、お金を払っていただいて通っていただくという道路ですので。全体の、あるところからあるところの交通量そのものは、そんなに無料化と有料化にはかかわりはないかと思われます。ただ、一部、説明でもありましたけれども、有料事業費の中で維持管理を見ていますので、それがなくなりますと必ずその有料の維持管理費を県費で持ち出さなければいけないと。いわゆる県の出資金以外にそれを持ち出さなければいけないという金が数億というか、10億円弱ぐらいありますので、それを見合いすれば、このまま継続した方がいいのかなという気がいたします。

# (沼尾委員)

ではこの有料道路をつくるときには、そもそもコスト比較はしていないということですか。

# (土木部道路建設課技術幹 小林康成)

有料道路の制度が、30年間で料金収入によって、建設費と、それから30年間の維持費、そのトータルの事業費を料金収入で償還するという、そういう計画になっております。そういう計算をした上で事業を開始・・・

#### (沼尾委員)

それだけの計算でつくっているのが有料道路だと。無料開放したあと、どういう経済効果をもたらすかについては、それは仕事に入らないと、こういうことですか。どこに道路を通すかということで、当然、そういう考えが出てきますよね。そういうことはないんですね。

### (土木部道路建設課技術幹 小林康成)

その辺は、まさに料金をいくらいただくかという計算に反映されていまして、ほとんど新設の 道路をつくるわけなんですから、その走行便益と時間便益というものを計算いたしまして、それ に見合う料金をいただいているということです。

### (沼尾委員)

では要するに、料金をとるときだけのことしか考えないのがこの事業だと、そういうことですね。開放後はどうでもいいというのはおかしいんですが、考慮の外にあるというふうに考えて。

# (土木部道路建設課技術幹 小林康成)

制度では30年間で考えるということであります。

#### (小林委員)

要は、さっきおっしゃったように、もうどうしても必要な部分というのは、いわゆる公的にで

きているわけだから、そこにもう一つ、便益の高いものをつくって、受益者負担でもう一つ道路 をつくっていこうという話なんですね。だから受益者負担でもともとやろうということでやった んだから、最後までそれをやった上でやめるべきではないかということなんですね。

# (市川部会長)

ではよろしいですか。はい、ありがとうございました。ご苦労様でした。では信用保証協会と、 あわせて農業信用基金協会の関係です。

(4) (特)長野県信用保証協会及び(特)長野県農業信用基金協会

#### (商工部ビジネス誘発課長 宮下富雄)

資料1の4/4ページでございます。一番上に特殊法人長野県信用保証協会、それからその下に特殊法人長野県農業信用基金協会、それぞれ記載されております。この2団体については、改革基本方針に記載してございますとおり、制度的な制約を解消した上で両協会を統合という方針でございます。実施状況につきましては、平成16年度から国に対し制度改正を要望してきているところでございます。

課題でございますけれども、この要望に対しまして、国の方では制度の仕組み、それから目的がそれぞれ異なるというようなことで、法律改正は困難であるという見解でございます。この方針をとらえまして、県といたしましては、方向性、一番右に書いてございますとおり、現体制のもとで事業の効率化を図りながら運営をしていきたいと。理由につきましては、やはり制度そのものの仕組みが、中小企業者もしくは農業者のためにという形で設立をされておりますし、国において法律改正が行われないというようなことで、統合はできないという方針でございます。説明は以上でございます。なお、改革シートは資料5の方に書いてございます。

# (市川部会長)

ご質問等ありましたら、どうぞ。

#### (質問等なし)

#### (市川部会長)

ではこの信用保証関係等につきましては、これで終了いたします。次は3つ一緒ですか、担い 手の育成基金と農業開発公社と県農業会議。

(5) (社)長野県農業担い手育成基金、(財)長野県農業開発公社及び(特)長野県農業会議

### (農政部農村振興課長 北澤省吾)

では、農村振興課の北澤でございます。同じ資料の上から3段目にございます、長野県担い手 育成基金の関係、以下3団体、それぞれ基本方針が絡んでおりますので、一括ご説明をさせてい ただきたいと思います。 それぞれ3団体にかかる改革の基本方針は、資料の中ほどに書いてありますとおり、統合ですとか、あるいは事務局統合というような形で方針が示されているわけでございます。これに対しまして、私ども、いろいろ国に対する要望ですとか、要請活動等を行ってきたわけでございます。その結果といたしまして、右から2列目に書いてございます課題の欄にありますように、まず担い手育成基金と農業開発公社との統合の関係につきましては、農業開発公社と担い手育成基金が統合した場合、統合後の法人の出資金が、県の出資割合が50%を下回るというようなことで、農業経営基盤強化促進法に基づく、いわゆる農地保有合理化法人としての要件を満たさなくなるというような課題があるという状況でございます。これにつきまして、平成15年度から国に対しまして、こういった要件緩和等の要請をしてきたわけでございますけれども、国は、事業の公平性等を確保するから改正することは難しいというような判断をしているという状況でございます。

これに伴いまして、今後の方向といたしましては、現在の体制で業務の効率化を図ってまいりたいということでございます。その理由につきましては、ただいま申し上げました内容と、実は本年の4月に既に担い手育成基金につきましては、この3団体、事務局のワンフロア化を図っておりまして、効率的な業務を推進していくということでございまして、統合と同等の効果を発揮しているという状況になっているところでございます。

続きまして農業会議と農業開発公社の関係でございますけれども、改革基本方針の中では、まず事務局統合ということでございまして、これについては、16年の4月に事務局統合をしたところでございます。さらに組織統合ということにつきましては、課題の欄に掲げてございますように、法律上の課題がございまして、国に対しまして制度改正等を要請したわけでございますけれども、それぞれそこに記載のとおり、国における法律改正等は難しいという状況の中で、今後の方向といたしましては、現在の体制で事業の効率化を図ってまいりたいということでございます。理由はそこに書いてあるように、制度上の仕組み、あるいは目的が異なると。それから国が法律改正等は行わないというような中では、統合はできないということ。それでこれも、先ほど申し上げましたけれども、事務局の統合を既に実施をしておりまして、事業内容の効率化等が図られているというような状況でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

# (市川部会長)

ご質問、ご意見等、どうぞ。

#### (小林委員)

間違ったらちょっと指摘していただきたいんですけど、私、ちょっと慌てて見たから不十分かもしれませんが。この農業経営基盤推進法というのをホームページで見たらなくて、農業経営基盤強化促進法というのがあったんですが。それはそのことなんですかね。

# (農政部農村振興課長 北澤省吾)

すみません、これ、間違っております。申しわけありません、農業経営基盤強化促進法です。

#### (小林委員)

それで、50%云々の条件の件ですけど、私もパッと見ただけなので、それは具体的に何条にあ

るんですか。法律はそこまで規制しているんでしょうか。

### (農政部農村振興課長 北澤省吾)

農業経営基盤強化促進法の施行規則というのがございまして、その第1条の第1項の中ですね。「都道府県が寄附財産の拠出者となっている財団法人でその拠出した寄附財産の額が寄附財産の総額の過半を占めるものであること」、こういう規定がございまして、この規定に引っかかってくるということでございます。

#### (小林委員)

わかりました。それからもう一つ、すみません。50%の件ですと、これはもともと出資しているところは、ある意味では友好団体なんでしょうから、持ち分比率によって支配権のことでとやかく言うところでないとすれば、50%になるように追加出資するなり何なり、これいくらでも、それから払い戻しをするなり、どうにでもなるような気がするんですけど、その条件だけを言うのであればそう思うんですが、どうなんでしょうか。

# (農政部農村振興課長 北澤省吾)

単純に言いますと、例えば今現在、担い手育成基金が20億円の基金を持っているわけでございますので、これを、要は農業開発公社の方に寄附という形をした場合、当然それに見合う、20億円相当を積み立てないと、県が2分の1にならないということでございます。現時点では、公社には3億1,300万円ほど出資しておりますので、差し引きしますと17億円を新たに県が出資をするという必要、そういう単純な計算が出てくるということになるわけでございます。ただ、20億円の、その基金の扱いが、基本的にはその基金からのあくまでもそれは出資金という解釈になるものですから、それぞれ既に、担い手育成基金を構成している出資者との比率ということにはなってこないというふうに、私どもは解釈をしております。

#### (沼尾委員)

確認ですが、改革基本方針と変わらないということですよね。要するに制度の制約が解消したらこれをやる、統合するという基本方針ですよね。今、制度の制約が解消しないからできないんだと言っているだけですよね。違うんですか。

# (農政部農村振興課長 北澤省吾)

法律が当然改正されて、それぞれの団体が同一の業務ができるという話になれば、その時点では当然検討をされると。現時点においては、法律改正がないということですので。

# (沼尾委員)

そうですよね。だから改革方針は生きるということですよね。改革基本方針はね。統合はやめると言っているわけじゃないんですよね。その違いだけはっきり確認させていただければ。

### (農政部農村振興課長 北澤省吾)

どういう方向になるかというのはちょっとわかりませんけど、ただ私どもとすれば既に事務局 統合とか事務局のワンフロア化とかいろいろやって、それぞれ事業の効率的な運営を図っており ますので、基本的には現状のままいくというのが、私どもの今のところの考えでございます。

### (沼尾委員)

制度の制約が仮に解消されても、今の状態で続けていくんだということですね。統合しないで。

# (農政部農村振興課長 北澤省吾)

ただ、その制度改正がどういう方向で改正されるか、そういうことは全くわかりませんので・・・

#### (沼尾委員)

だから、基本方針に書いてあることは堅持されるということでよろしいわけですね。

# (農政部農村振興課長 北澤省吾)

その時点で考えさせていただきたいということです。

# (沼尾委員)

わかりました。

#### (市川部会長)

担い手育成基金というのは、本当にこれだけの基金を持って、あまり事業実績を上げていない ような気がするんですが、これどうですか。

### (農政部農村振興課長 北澤省吾)

担い手育成基金でございますけれども、事業が2つございます。一つは、20億円の基金から生まれる果実、約6,000万円ほどありますけれども、これをもとに、新規就農者、要するに新たに農業に参入しようという方ですとか、そういう皆さんに対して研修支援金を交付したり、あるいは就農する場合に住宅や何かを改造しなければならないとか、そういうような状況を現在やっております。正直言いまして私ども、長野県農業の担い手を育成していくということになれば、あるかなりの新規就農者を確保していかなければならないという中では、この担い手育成基金の業務というのは極めて重要だというふうに思っておりまして、一定の成果を上げているということでございます。

それからもう一つは、就農支援資金の貸付金ということで、資金の貸付業務等もやっておりまして、これも年間約6件から7件ぐらいの需要がございます。助成事業でございますけれども、例えば先進的な形態での農業研修などは、今までに約317件ほどございまして、1億2,000万円ほどの援助をしていると。こういった、それなりの実績は上げてきていると思っております。

#### (市川部会長)

はい、ありがとうございました。よろしいですか。ご苦労様でした。

では次にテクノ財団関係と中小企業振興センターですか、2件、お願いいたします。

### (6) (財)長野県テクノ財団

# (商工部ものづくり振興課長 小泉博司)

それでは、ものづくり振興課の小泉でございます。資料1の2/4をごらんいただきたいと思います。一番上の段に財団法人長野県テクノ財団とございます。この一番右の今後の方向性及び理由という欄の補足説明をさせていただきます。

理由のところに3つほど黒ポツがございます。まず3番目の黒ポツなんですけれども、産業振興戦略プランの基本戦略である信州型スーパークラスターの形成という、この目的がございます。これは、例の産業振興戦略プランの中にこのスーパークラスターの形成という目的がございまして、これは県の重要な政策というふうな位置づけをされております。基本戦略の一つということでございまして、要は、マラソンで言えば先頭グループを形成するような、そういった技術集団づくりというふうなことでございまして、将来の長野県産業のけん引役と言いますか、そういった企業を育成していくと。クラスターというのは、ブドウの房みたいなそういったイメージなんですけれども、そういった企業をつくり出していくという趣旨がございます。したがいまして、県の重要な政策の一つであると、産学官による産業振興、これが重要な政策であるということでございます。

2番目がまず仕事でございます。3つある黒ポツの一番上ですけれども、産学官連携による共同開発研究プロジェクトの企画・運営には県派遣職員が適しているということでございます。具体的にテクノ財団へ行っている県職員の仕事を若干触れますと、要するに単なる事務処理ではなくて、この大学と、それから企業の間に入って、プロジェクトチームを立ち上げまして、企画書なり、国への応募なり、そういった書類づくりに始まりまして、国に採択されれば数千万円なり、中には数億円レベルのものもあるんですけれども、そういう研究開発費の管理なり、あるいはその成果のまとめといった仕事がございます。したがいまして、実務的には、現在は企業のOBの方、あるいは県のOBの方々に担っていただくということでございまして、派遣している県の職員の仕事としては、そういった企画なり運営管理なり、そういったものが主になっておるわけでございます。

それは別の見方をしますと、県職員というのは、商工部の技術系職員が行っておるんですけれども、テクノ財団にいて、こういった先頭集団づくり、あるいは地方事務所の商工関係の工業部門、ここで地域の中小企業の支援なり、あるいは本庁でのものづくりの関係課におきまして、県全体をにらんだ、そういう工業振興策、そういったローテーションでこういった一連の仕事をしているというふうなことでございまして、要はその相乗効果なり、資質の向上なり、あるいは人脈づくりなり、そういったことで、一連の仕事で県の施策の一部としてやっているというふうなことでございます。こういったプロジェクトも、年間20から30、テーマが走っておりまして、国から数千万円、あるいは数億円ということで導入を図っておるんですけれども、こういった国の支援の形が、補助金の形から、そういう提案公募型に変わっているというふうなことは、ご説明したとおりでございます。

それから真ん中にあります事業提案書を提出した知的クラスター創成事業、第 期の運営とい

うことでございます。この大型プロジェクトの最大のものなんですけれども、実は文部科学省の委託事業によりまして知的クラスター創成事業、これは平成14年から18年まで第 期ということで、県職員が中心になってやってきたわけでございます。数テーマ、プロジェクトが中にありまして、毎年、数億円レベルの研究開発費を支出して、管理してやってきまして、5年間の成果としては、全国トップの評価を受けたというふうなことでございます。これは資料の7の3ページにデータ的なもの、第 期の成果ということでお示しをしてございます。

この 期と言いますか、次のステップとして、19年から23年までの5年計画なんですけれども、期の計画がございまして、これは3月の末に文部科学省へ提案をしたわけでございます。この提案者は長野県でございまして、その管理運営はテクノ財団が行うということになっておりまして、一心同体で手を挙げたということでございます。これがもし採択されますと、6月中には決まるということなんですけれども、年間数億円の研究開発費が長野県の方へ流れてきまして、7つのテーマに沿って大学と、それから企業が共同研究を行うというふうなことでございまして、全国手を挙げているんですけれども、こういった地域間競争の部分も県職員が担っているというふうなことでございます。

そのような背景から、今後も県職員の関与が必要であるというふうに、私どもは判断したわけ でございます。以上でございます。

#### (市川部会長)

テクノ財団関係、ご質問ありますか。

#### (岡村委員)

非常に明快な説明でよくわかったんですが、産業振興戦略プラン、これは長野県の久しぶりに 将来性を決めた計画として、経済界も注目していると思うんですけれども、この中でテクノ財団 というのはどのように位置づけられておるのか、ちょっとご説明いただければありがたいですが。

#### (商工部ものづくり振興課長 小泉博司)

7つのプロジェクトがございます。後段の方にあるんですけれども、実際にやっていく段になりますと、先ほど紹介しました知的クラスター創成事業の 期の成果を広く県内企業に普及するということで、これは、大学の開発した新素材なりそういったものを、県内の製品、部品等に応用していただくというふうなことで、普及を図るという趣旨で、具体的にはナノテク材料活用支援センターを設置して、県内企業にこの知的クラスター 期事業の普及を図るというふうなことがございます。この辺が、テクノ財団が 期の計画の実施と合わせて、 期の成果を普及する、そういった仕組みでございます。

# (市川部会長)

端的に言うと、要するに財団には人材がいないと、こういうことですか。産学にはいなくて、 県から人材が行かなければ、人材はそろわないということですね、養成もできないということで。

### (商工部ものづくり振興課長 小泉博司)

前回の改革の方針では、企業と大学に任せればいいじゃないかというふうなご指摘だったんですけれども、結局、大学は研究が本分であるし、それから企業さんは、そういった若手人材を出せる余裕のある企業はないと言いますかね。それで、大企業でもそういった、今はいろいろ株主に対するいろいろな説明とかがありまして、人材をなかなか出してくれるその余裕がないというふうなことでございまして、従来から県職員がこういったことで中枢になってやってきております。現在3人でやっておりまして、その企業のOBなり、それから県のOBなり、そういったものが実務的な部分を担っていただいているんですけれども、1年ごとの契約で実務をやっていただくと、現在はそういう形でぎりぎりの段階でございますけれども。

### (沼尾委員)

かわりに県の職員が派遣なりされた場合でも、人事のローテーションで動くんでしょう。

### (商工部ものづくり振興課長 小泉博司)

ですから、先ほど申しましたように、2年、3年でローテーションで動くんですけれども、みんなそれぞれ関連部署に動いて、私もそうですけれども、動いているんです。テクノ財団から地方事務所の商工課へ行ったり、それからあとものづくり振興課へ来たりということで。

# (沼尾委員)

理屈は同じなんじゃないですか。1年単位で動くか2年、3年で動くかの違いだと思うんだけれども。関連部署に異動しているから県の職員の方が使えるんだという、実際にそうかもしれませんよ。ただ理屈としては、はまらないんじゃないのかなという気がしますけどね、そんなことはないですか。

### (商工部ものづくり振興課長 小泉博司)

前回、プロパー職員云々のお話がありました。現在はそういった事業費の補助というのは出ていないんですけれども、人件費補助だけで。もしそういうプロパー職員を長年雇用ということになりますと、今の1億数千万円の運用益をそういった人件費に充当することになります。今の収益も、運用益としては変化がございまして、一定とは言えない状況なんです。ですから、人を雇用するということは、固定化と言いますか、そういった事業費を圧迫するし、資金の固定化につながるということでございまして、それは別の面でございますけれども。いずれにしても今の形は、こういう県外から、あるいは国から、多くの資金を導入しているというふうな実績がございますもので、これは非常にノウハウと言いますか、蓄積は非常に大きいものがございます。

### (沼尾委員)

だから、言うことは変わらないんですけどね。いないからだめ、だから県職員を派遣するんだということ。私、正直申しまして、事務能力のない大学に、今、いるものですから、事情はよくわかるんですけれども。ある意味、当事者なんですけれども、ちょっと今日はお伺いだけをさせていただくということで。人がいないから県が出なければだめなんだと言ったら、みんなそうなってしまうんじゃないのかなという気がしますけどね。任せるというわけにいかないですかね。

# (商工部ものづくり振興課長 小泉博司)

ですから、要するにルーチンワークとか単純な事務ではないんですよね。

### (沼尾委員)

いやだから、いないなら見つければいいわけで、そういう話にならないのかなと思いますけど ね。あるいは育てればいいという話にはならないのかなと。当面の話をおっしゃっているんです か、この先もずっとこれでいくんですか。

# (商工部ものづくり振興課長 小泉博司)

産学官による産業振興というのは、これはずっと長期的な視点で、県の施策でございますけれ ども。

# (沼尾委員)

いやいや、施策のことはいいんだけれども、体制を。

# (商工部ものづくり振興課長 小泉博司)

ですからそれが続く・・・

### (沼尾委員)

ずっとやるということですか。

# (商工部ものづくり振興課長 小泉博司)

ええ。

### (沼尾委員)

はい、わかりました。

# (市川部会長)

それではよろしいですか。では次に中小企業振興センター。

# (7) (財)長野県中小企業振興センター

# (商工部ビジネス誘発課長 宮下富雄)

ビジネス誘発課長の宮下です。よろしくお願いします。それでは資料1の3/4ページの一番下、下段をお願いします。財団法人長野県中小企業振興センターでございます。課題でございますけれども、県の派遣職員を17年、18年と、19名減らしてきております。そうした中で、先ほどもものづくり振興課の方からも話がありましたけれども、今年度、産業振興戦略プランにおいて、センターの機能の充実というようなことで、長野県の経済界に対する提案がなされております。

特に製造業を中心とした企業の取り組みを行いなさいというようなことで、提言の内容につきましては下に4点ほどまとめて書いてございますけれども、このような事業をセンターにおいて行うべきであるというようなお話でございます。

これを受けまして、県といたしましては、右側に方向性として書いてございますけれども、センターの基本的方針は変更するつもりはございませんが、このように新たに事務が急激に増えてきますので、この増えた期間におきまして、このプランを早期に具現化をしなければならないというようなことで、必要な県職員を派遣して行っていきたいと。理由につきましては、下に書いてございますとおり、センターの事業量というものが増えたり減ったり、経済変動によってしております。現在19名のプロパー職員がおりますけれども、これは、現在の事務を行うにはそれだけの人員は必要です。今回、増えた事務、それからこれが定着化していった場合について、どのくらい増えるかは、それは今後ちょっと見てみないとわかりませんけれども、いずれにしても早期にこのプランを実行へ移すための期間について、県の職員を派遣をして定着化を図っていきたいという形で考えております。

今回、お手元の追加資料ということで、資料の8の方の3ページに1枚追加で資料を掲げさせていただいております。現在、県の中小企業育成のための考え方は、多くの下請企業がおるわけでございますけれども、この下請企業からもう少し独自技術を持てるような企業、パートナー企業となれるような企業にしていきたいと。またパートナー企業であれば、それは自前で受注ができる中核企業に引き上げていきたいという、これを目標として企業の育成をしていきたいというようなことで、現在、2に書いてございますとおり、県内の事業所、99.8%が中小企業でございます。そのうち約90%近くは20人未満の小規模企業というようなことで、非常に下請体制が強いというようなことです。長野県の赤字法人比率も2年連続で全国ワースト1というような状況の中で、何とか引き上げてまいりたいということです。

今回のプランにおきまして、3に書いてあるとおり、中小企業振興センターの役割が非常に充実されてきております。これを行うために、先ほど説明したとおり、当面、新規事業、充実された事業を早期に事業化するために、その間、長野県の職員を派遣したいと。またこれが定着化してきますと事業量が増えますので、その増えた分につきましては、プロパー職員もしくはOB職員を採用していきたいと考えております。

また、5 に書いてございますとおり、センターとしてマーケティングの強化が打ち出されている部分につきましては、早急に組織改革を図ってまいりたいし、また、非常に広い長野県の地域でございますので、相談窓口の一元化というようなことで、地方事務所の商工担当課をセンターの相談窓口といたしまして、県、センター、協力し合いながら、中小企業の育成のために進めていきたいというのが県の考え方でございます。説明は以上でございます。

#### (市川部会長)

はい、ありがとうございました。ご意見等ありましたら、ご質問等、どうぞ。

#### (岡村委員)

確認ですが、ただいま詳細なご説明いただきましたが、産業振興戦略プランの中にセンターが 担う役割が明らかに記されているということでよいでしょうか。

### (商工部ビジネス誘発課長 宮下富雄)

先ほど追加で出しました資料の3の下に丸印がいくつかついてございますけれども、こういう 業務をセンターが担うという形で位置づけられております。

### (市川部会長)

よろしいですか。はい、ありがとうございました。それでは下水道公社、お願いいたします。

# (8) (財)長野県下水道公社

#### (生活環境部生活排水対策課長 青柳光昭)

生活排水対策課長の青柳でございます。どうぞよろしくお願いいたします。では長野県下水道公社について、お願いいたします。資料1の2枚目の上から2段目に下水道公社について記載されております。本日は課題等、それから今後の方向性及び理由について、ご説明をいたします。

最初に課題等について、5つ掲げさせていただいておりますが、大きな2つについて、説明をいたします。一番上の大きな課題といたしまして、流域下水道の維持管理業務を県の直営とした場合、現在の公社にかわる専門家集団、これは電気、機械、水質等の専門家、それから一定の資格を有する者の集団でございますけれども、こうした集団を県として新たに設けなければならないという問題がございます。

それから2つ目の課題といたしまして、下水道公社は平成3年に設立されました。その当時、採用されましたプロパー職員は、まだ組織の管理能力という面では経験が浅く、県の職員の派遣を廃止した場合に公社の運営に大きな不安があるというものでございまして、改革基本方針、来年の4月から県の人的関与廃止というふうになっておりますが、これは大きな不安が残るということでございます。

そのほかに下に3つ、労働者派遣法の問題なり、国際一般競争入札の適用になるといったことでも、支障が出ることが予測されます。

次に今後の方向性及び理由についてでございます。資料に記載のとおり、県関与の継続をお願いしたいというものでございますが、課題で説明しましたとおり、流域下水道管理のため、県で新たな専門家集団を設けるということは大変に難しいことだと、既に多くのノウハウを持った下水道公社に引き続き委託することが、安定的かつ効率的な流域下水道の管理ができるものと考えております。

また県の人的関与の廃止については、現在、下水道公社自身でもプロパー職員の組織管理能力について育成中でございまして、段階的に県の職員の派遣を減少するものの、もうしばらく、資料ではおおむね5年後にというふうに書かせていただきましたが、もうしばらくの間、県の職員の派遣を継続し、公社の運営を支援していく必要があると考えております。

そのほか、資料はございませんが、先日の勉強会でいただきましたご意見について、少し説明をさせていただきたいと思います。まず流域下水道の維持管理業務に指定管理者制度が導入できないかというご意見をちょうだいしました。これにつきましては、制度的には可能ではございますが、ひと時も休むことのできない大変重要なライフラインであります下水道の管理につきまし

ては、管理者の立場からいたしますと、責任上、この制度の導入については慎重にならざるを得ないということでございます。

ちなみに全国の状況を見たところ、流域下水道でこの制度を導入しているところが11の道県、 北海道と10の県でございます。ただそのうち9つでは、下水道公社などが指定管理者となってお りまして、さらに9つのうち7つは、公募しないで任意で指定されているという状況でございま す。こうした状況を見ますと、他の都道府県においても本県同様、制度の導入には慎重でござい ますし、やはりその背景には、流域下水道の維持管理業務というものが指定管理者制度に必ずし もなじむものではないということも言えるのではないかと考えております。

なお、本県といたしましては、その民間活力の導入につきましては、昨年度から4つの処理場のうち3処理場で、仕様発注にかわりまして性能発注による業務委託を試行しておりまして、この結果を検証しながら、本格的な、包括的な民間委託も含めて考えていきたいと思っております。

次に、下水道は建設が終了すれば下水道公社は不要になるのではないかというご意見をちょうだいしました。長野県の下水道普及率も、農業集落排水の施設等も含めますとおおむね90%程度まで普及が進んできております。しかし、維持管理の時代に入ってこそ、処理施設の運転そのものに加えまして、省エネであるとか、あるいは事故の防止、災害対策等、マネジメント部門が重要となってまいりまして、特に流域下水道は4つの処理場と、それから幹線の管渠でこれまでに2,500億円以上という非常に高額な投資をした施設でございます。こうした施設を長期にわたって安定的、効率的に運営していくには、やはり下水道公社の豊富な知識や経験が必要であると考えております。

また流域下水道の管理を、その関連する流域地域の市町村の一部事務組合に移管してはというご意見もちょうだいしました。これについては2つのケースがございまして、一つは、施設は県の所有のまま維持管理の方を一部事務組合にお願いするというケースがございます。しかし、大規模な処理場を有する一部の市を除きまして、やはり市町村にも専門技術者がおいでになるということは非常に少ないわけでございまして、一部事務組合から下水道公社のような専門家の集団に再委託をせざるを得なくなるのではないかと考えております。

それともう一つのケースでございまして、施設の所有権ごと一部事務組合に移管するという方法も考えられますけれども、この場合は、施設が流域下水道から公共下水道、広域的な公共下水道というものに変更になるというふうに考えられますので、最初のケースで申し上げた維持管理上の問題のほかに、国の補助制度から、今後、施設の改築や更新をする場合、流域下水道より公共下水道の方が補助率は低いものですから、移管される市町村の財政負担が重くなってしまうという問題が生じてまいります。したがいまして、現行どおり、県の所有の形態のまま下水道公社に委託する方が有利だと考えております。

なお、公社のスリム化、それからプロパー職員の組織の運営能力、管理能力の向上で、下水道 公社がきちんと自立できるということは、それは必要なことでございまして、それにつきまして は、県といたしましても一層支援をしてまいりたいというふうに考えております。私の方からの 説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### (市川部会長)

委員の皆様、ご意見等ありましたら。

# (小林委員)

課題等のところで、「県直営としてもコスト削減はわずか」ということが書いてあるんですが、 これはどのように検証されたんですか。

# (生活環境部生活排水対策課長 青柳光昭)

一番は、現在、県から下水道公社に委託し、下水道公社が、細かな委託業務はありますが、一番メインは運転操作の業務、メンテナンス業者に再委託をしているということでございます。その部分を県が直接メンテナンス業者に委託をして、県と公社とでその評価・監視の業務を行うように形を変えようというのが、現在の改革基本方針でございます。二重にその契約をするのを1回、県が直接メンテナンス業者に委託をするというふうにしても、その手間だとか、コストだとかというのは、わずかであろうということを書かせていただきました。

# (市川部会長)

これは行政改革課長さんの方がいいかどうかわからないけれども、施設の場合の管理運営は、 直営か指定管理者というふうに、基本的にはそういう原則で進むということに法律はなったので はないですか。

# (藤森行政改革課長)

地方自治法に基づいて、公の施設については、直営か指定管理者制度にすると。ただ一部、公 営住宅のように例外はございますけれども、基本的にはその2つの方式ということです。

# (市川部会長)

下水道の場合は将来どうなるんですか。

#### (藤森行政改革課長)

県が直営といっても、自前の職員で全部やるということではございませんので、今のように委託に出すと、民間業者に委託で出すということは、可能だと思います。

#### (市川部会長)

そう考えていくと、下水道公社も、県と市町村の両方で出資してつくったけれども、民間のそ ういう業務をやる会社と同等な位置づけになっていってしまうのでは。

#### (藤森行政改革課長)

指定管理者制度のもとでは、県が出資した財団法人であろうが、民間であろうが、それは公募 した場合ということで限定して考えれば、それは同じレベルであろうと。ただ、今、一部にもご ざいますけれども、特定の外郭団体を指定して指定管理者になってもらっているという例は、西 駒郷のようにございます。

### (市川部会長)

それは特例で、本来ならば整備が進み、建設が済んで、維持管理に入っていった場合においては、そういう公社というものではなくて、ないということではないけど、能力のある民間が出てくれば、当然それと一緒に競って指定管理をとるという形になっていくんじゃないのかと思うんですけれども。そうなれば、公社も財団ではなくて民間の株式会社に移行していって一緒に争うということだって考えられるんじゃないのかな。そういうものの原理が働くように思うんだけれども。何で県が一つだけ公社を守っていかなければいけないのかと。その辺はどうなんですか、将来を考えて。当面はいいですよ、今途上ですから。

# (生活環境部生活排水対策課長 青柳光昭)

よろしいでしょうか。たまたまという言い方も申しわけないんですけれども、長野県の流域下 水道条例がですね・・・

#### (市川部会長)

私は一般論で言っています。市町村だって下水道を持っているんだから、市町村の維持管理は 直営でやるか、委託でやるかとやっているわけだから、現実に。それがどんどん育っていって、 民間の業者がこういう形で指定管理へ持っていくという話になっていくんだから、それは直営か 指定と。市町村の能力は限られているから、大体外へ出しますよ。それと公社を考えた場合、ど ういう位置づけになるのか。県だけが下水道公社を守るんだったら、財団という、財団の特殊性 で公共性があって財団法人になるんだから、公益事業を行うんだと、そういう意味での、例えば 研修だとか何とかという道で公社は生きられるかもしれないけれども、通常の業務管理を公社が やるということはさらさら必要がなくなってくるんではないかなと、そんな気がします。今日、 結論を出すわけでもないから。

### (小林委員)

今の点はやっぱり非常に重要で、結局、今後、中長期でどうしていくかということは、そういうことも念頭に置いてこれはやっておかないと、やはり僕はおかしいんじゃないかと思うんですね。だからそういう意味では、やっぱり基本的には、民でできるものは民でやっていこうということなんだとすれば、そこのところを一切欠落して、これで将来像を描いても、それは僕はやっぱりちょっと不足すると思いますけど、説得力がないと思うんですけど。

### (沼尾委員)

それは、結論を出すときのご審議を、再度、いただければいいと。確認ですが、要するにこれ、 指定管理者をやっていないんで、直営の部分委託をやっているということですよね。部分委託の 場合もこういう再委託できるわけなんですね。それは間違いないですね。やっているんだからそ うだということになるけど、確認ですけれども。やっぱり尻抜けですね。

#### (生活環境部生活排水対策課長 青柳光昭)

下水道公社側からすると発注者である県の承認を受けて、部分的に再委託をしている。公社が

直接やっている一番大きな仕事は、マネジメントの面だということで、今、再委託をしているということです。

# (沼尾委員)

その再委託ができるという規定があるんですねということだけ確認をさせていただければいいんです。そうじゃなかったら違法ですね。

# (市川部会長)

いいですか、結論はまだ先だから。では下水道公社の方は結構です。ありがとうございました。 次は文化振興事業団、お願いいたします。

# (9) (財)長野県文化振興事業団

# (生活環境部生活文化課長 佐藤久夫)

それでは資料1の3/4ページ、下から2段目、長野県文化振興事業団の関係でございます。 これにつきましては、改革基本方針等の欄にありますように、県の人的関与の抜本的な縮減とい うことでございます。その項目の中の一番下に、「県派遣職員は事務局員及び学芸員等に限定をす る」というところが、その部分かと思います。

それで課題のところですけれども、県の人的関与の急激な縮減によりまして、下にありますように、17年度12名、18年度 1 名という状況でございました。事業団の円滑な運営に支障が生じており、県の職員にかわるプロパーがまだ十分に育っていなかったというのが現状でございます。19年度におきましては、事業の進捗管理、それから人材育成等の支援のため、事務局へ県の職員を 2 名派遣し、常務理事、それから事務局の担当という形で整えていただいたわけでございます。

今後の方向性といたしましては、基本方針の県の人的関与の抜本的な縮減、これは踏襲し、変更しないで、管理職を担うプロパー職員の養成に必要なおおむね5年間程度、派遣していきたいと考えております。事業団の円滑な自立を支援するためというのが理由でございます。

それから資料の10の3ページ目をごらんください。先日お話がございました、資料の右側の下の方でございます。県の芸術文化振興施策における事業団の役割ということでございますけれども、大きく分けまして芸術文化事業、それから埋蔵文化財事業がございます。芸術文化事業につきましては、県立文化施設の管理運営ということで、単なる貸館業務ではなくて、今まで蓄積されました専門知識、技術を駆使して、より高い芸術を演出できる管理者であるべきだということで、具体的な事例といたしまして、舞台・音響・照明に関する安全かつ高度な技術を駆使した芸術性の高い舞台演出をしていく、あるいは舞台演出に慣れないアマチュア団体へのアドバイスをしていく、あるいは美術館においては、作者、それから寄贈者の信頼にこたえる美術品の管理等でございます。

それから文化向上のための県民の創作活動の支援でございます。文化活動の拠点として、舞台 ディレクター、芸術アドバイザー等として、県内の教育機関、芸術文化団体の活動を支援してい く責務ということで、ウイーン楽友会館との姉妹提携によります音楽家等の育成、それから文化 会館付属の管弦楽団への支援、あるいは音楽ボランティアによる演奏会の開催、美術講座、舞台 技術講習会等の開催等でございます。

それからもう一つ、情報発信の拠点といたしまして、調査研究の成果、あるいは地域文化資産を活用した芸術文化活動等を県の内外に情報発信をしていくという責務でございます。調査研究の成果、ゆかりの芸術家を紹介すること、自主事業の展開、調査研究の紀要の発行、講演会の講師になったりすること、あるいは地域伝統文化の発信、それから美術館のネットワーク化、それから情報発信等々ございます。

埋蔵文化財事業につきましては、県内の埋蔵文化財の保護と文化財保護のための普及啓発ということで、記載のとおりでございます。簡単ですが、説明は以上でございます。

### (市川部会長)

委員の皆さんの方からご意見等ありましたら。

# (小林委員)

結局これは、当初の基本方針と比較した場合に、要は5年間という時間をくださいということ だけなんですね。

# (生活環境部生活文化課長 佐藤久夫)

はい、端的に申し上げるとそういうことです。

### (小林委員)

ということは、基本的に方針はそのままということで、5年間ということだけなんですね。

# (生活環境部生活文化課長 佐藤久夫)

はい。

#### (小林委員)

わかりました。

# (市川部会長)

美術館も指定管理でやっているということなんですか。

### (生活環境部生活文化課長 佐藤久夫)

指定管理では、長野県と全国を比べてみますと、多くの都道府県は、美術館は直営になっております。指定管理を採用しているのは数県ございます。少数派に長野県は位置しております。

#### (市川部会長)

これどこかほかのところで指定管理をやっている館があるということ。指定管理者として管理 代行をやっている中に、松本県民文化会館、佐久創造館がないですね。松本、佐久はどうなって いるんですか。

### (生活環境部生活文化課長 佐藤久夫)

松本県民文化会館は、民間の業者が指定管理ということになっております。

# (市川部会長)

佐久は。

# (生活環境部生活文化課長 佐藤久夫)

佐久創造館も民間事業者でございます。

#### (市川部会長)

何かおかしいですね。では長野県民文化会館だって指定管理が出てくればそっちへ行くという ことですか、競争で負ければ。そういうことですね。ではみんな負けたら、文化振興事業団は何 をやっていくのかという話になってしまいますね。公募でやっているんですか。

# (生活環境部生活文化課長 佐藤久夫)

はい、公募でございます。

# (市川部会長)

肝心かなめの文化振興事業団の自主事業というのは別に、財団として管理とは別に、それで存続していくというならよくわかるんだけれども。それで美術館がそんなふうに出ているというのも、何か一貫性がないですね。なかなか問題ですよ、この辺。文化振興事業団って何のためにあるのかという話に。存在価値そのものが、そんなことをやっていると問題になってくるんじゃないですかね。これは県として県政の中での文化行政の位置づけの問題だから、そっちでしっかり議論してもらうべき問題かもしれないけれども。

# (生活環境部生活文化課長 佐藤久夫)

1点だけ、今のお話の中で、美術館につきましては、特に指定管理者ということで、公募で前回実施をしたわけですけれども、次回に向けては、公募でない方法も含めて、美術館については 最低、方法は考えております。

### (市川部会長)

文化振興事業団というのは、一体指定管理をする団体なのか、文化事業向上のために自主的な 事業を行っていくのか、何かその辺がはっきりしないと、文化振興事業団は何のためにあるのか というような感じがしないでもないですね。それはまた別問題で。だけどこれは県が本当に大事 に、本気になって考えなければいけない問題ではないですか、文化行政をやっていく上で。

### (生活環境部生活文化課長 佐藤久夫)

はい、そう考えます。

# (市川部会長)

私の方は終わりです。皆さんの方からほかにございますか。では、ありがとうございました。 では建築センターの関係、お願いします。

### (10) (財)長野県建築住宅センター

# (住宅部建築管理課長 白鳥政徳)

建築管理課長の白鳥でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私のから2件お願いしてございますが、最初に財団法人長野県建築住宅センターにつきまして、ご説明をさせていただきます。

このセンターでございますが、県と特定行政庁、また建築関係団体がそれぞれ出資をしまして、 建築物の安全防災対策というような観点で当初設立をしたものであります。事業概要のところで、 記載のとおりでございますが、建築物の確認ですとか検査、住宅性能保証にかかわる業務等が現 在の主な業務になってきております。改革基本方針の中では県関与の廃止ということで、これは 他の民間が参入できる業務であることから、県の関与を廃止いたしまして、県職員の派遣であり ますとか、運営費の補助を縮小する方向でということにされたものでございます。

センターにおきましては、この方針に沿いまして対応してきております。補助金の廃止、また 職員の派遣も原則的には取りやめてきたところでございますが、課題、また今後の方向性のとこ ろに記載をさせていただきましたが、この間、世間を騒がせました耐震強度偽装事件であります とか、建築物に関する事故の多発というようなことから、建築関係に関する法令が相当の改正が 続いております。とりわけ建築確認制度の厳格な運用というようなことから、構造計算の審査に つきまして、新たに「構造計算適合性判定」を行う第三者機関による審査が義務づけられるとい うことで、この6月から施行になります。こうした業務を行う第三者機関ということですが、本 県の場合、民間機関の進出が予定されないというようなことから、公的機関でございます建築住 宅センターが知事指定を受けまして対応していく必要があると考えております。

この期間でございますが、方向性及び理由のところに若干書かせていただいてありますが、年間600件、事業規模で8,000万円程度の事業になるわけですが、県といたしましては、財政的な支援を行うということではなくて、専門的な県職員の派遣をすることによりまして、この期間の業務の活動を軌道に乗せたいというふうに考えております。したがいまして、方向性といたしましては、県職員の派遣をするような形での県関与の継続を、この業務が軌道に乗るまで実施をさせていただきたいというふうに変更させていただきたいというものであります。

あわせまして、建築確認検査の厳格化ということを申し上げましたけれども、県下の実態は、 県及び特定行政庁、それとセンターが若干すみ分けというような形で、建築確認検査に関する行 政サービスが行われている実態がございます。これが均一に行われるような形での目配りと言い ますか、そういったものを県と特定行政庁であります長野、松本、上田市が引き続き実施をして いきたいと、そういった意味での関与は続けていきたいというふうに思っております。適合性判 定以外の部分での財政的支援とか、人的な支援、そういったことは、当初の改革基本方針どおり にさせていただくと、そういうことでございます。以上でございます。

# (市川部会長)

委員の皆様、ご意見どうぞ。

### (沼尾委員)

軌道に乗るまでというのは、どのくらいを見たらいいんでしょうか。

# (住宅部建築管理課長 白鳥政徳)

現時点でこの制度で一番難しいのは、専門職員が県下でも、今、試験を受けたりして取得をしておりますが、10人とか15人というようなメンバーしかおりません。それと、実際に件数としてどのくらいのものが出てくるかというものが、現時点で着工件数が下がっているというようなこともありまして、難しい部分がありますが、センターで実施できるとすれば、3年とかというスパンで専門的なものは育つと。判定そのものは専門家がやるわけですが、それへの事務的な内容をつくり上げていくというのは、やはり専門家、技術職員でないとできませんので、そういったものをするのには、やはり一定の年数は必要だというふうに考えております。それが、その5年とか10年必要だというつもりはございません。

# (沼尾委員)

センターにはそういった、能力としてできるという方はいらっしゃらないんですね。

# (住宅部建築管理課長 白鳥政徳)

センターは、建築確認をやっていますので、その部分ではおるんですが、その建築確認の中の一部の業務が構造計算の確認ということではありますが、よりシビアな検査が必要だということで、実は、県は昨年度、自前で再計算制度を実施してきておりまして、それに関するノウハウを持っており、職員もそういう形で育ててきたという経過もありまして、それに対応する県職員がおるということも実質ございまして、その職員の方がより専門性が高いということで、当面の間、それらの職員で対応させていただきたいということであります。

# (沼尾委員)

よくわかりました。

### (市川部会長)

民間のこういう建築センターがあって、それから特定行政庁だか行政が建築確認をやっていますね。いくつかのそういう形態でこのように行政がやっているというのは、これからこれはずっと今後こういう方向でいくんですか。国はどういう考え方を持っているんですか。

#### (住宅部建築管理課長 白鳥政徳)

国は基本論でいけば、今回のその姉歯事件があって足踏みはしておりますけれども、建築確認 というようなある意味定例的な業務は、民ができることであれば民に開きたいということはある んだと思うんです。ただ長野県の場合、着工件数が年間ベース、以前ですと2万件を超えていたものが、今、1万4,000件というような件数になってきていて、民が進出しづらい状況になっております。そうしますと、県下は広いし、建物の検査もしなければいけませんので、民が進出しづらいということになりますと、やはり今のような形で、長野市さんも一部はセンターさんがやっておりますけれども、そういった形で仕分けをしながら、民ができる、その専門性の高い建物については民にやってもらったりすることも含めて、現状のままである程度はいかないと、サービス提供ができないというふうになりますし、もし住宅センターがなくなれば、その分は県に戻ってきたり、市に戻ってきてしまいますので、それは逆な負荷がこちらにかかります。現時点では、民は育成をしなければいけないという発想はありますけれども、現状でやむを得ないかなというふうに思っています。

#### (市川部会長)

そこなんです、聞きたいのは。今の特定行政庁は、どんどん自分が身軽になって、やめて、民 の方にどんどん仕事をやってしまうと。そういうような方向にはなっていかないんですか。

# (住宅部建築管理課長 白鳥政徳)

現在、松本市に株式会社日本ERIの松本支店がありますけれども、一定の採算ベースにのるような件数の状況にはないというふうに、民間の皆さんにお聞きをすると出てまいります。

#### (市川部会長)

特定行政庁は今の仕事をやめてしまうよと。

# (住宅部建築管理課長 白鳥政徳)

ただ特定行政庁がやめて、向こうが常にやってくれるということであればいいんですが。

#### (市川部会長)

そのようになっていく方向にはないんですか。

# (住宅部建築管理課長 白鳥政徳)

ないと思います。採算ベースに合わなくて、例えばやめてしまえば県に戻ってくるわけですね。 業務はやらざるを得なくなる。

### (市川部会長)

長野市には相当な商品があるじゃないですか。だから長野市がやめれば、その分、民に仕事が いくじゃないですか。そういう傾向に指導していく方針もないんですか。

#### (住宅部建築管理課長 白鳥政徳)

そういうことで長野市、松本市、上田市等では、住宅センターには開きましたし、松本市はERIも含めてということなんですが。それ以外のところで、純粋に民へいける状況は、ちょっと

件数とか、その面積的な部分でいくと難しいかなと思います。方向としては、部会長さんおっしゃるような方向を国も目指しておりますので。

### (市川部会長)

長野市の建築主事がやって、こっちも主事がやっているという2つのことを、その両方があるのも何となくなという感じがしますがね。1カ所であとは監督官庁だけやればいいんじゃないかと、こういう感じがするんだけれども。

# (住宅部建築管理課長 白鳥政徳)

それと、県でやりますと一定の手数料なんですが、民でやりますと3倍とか5倍というような 手数料に現実なるものですから、そのこと自身がなかなか県民の皆さんに理解をしていただけな い部分もありまして、民が出てきてもそちらにすべていくという状況にまだなっていないと。

# (市川部会長)

わかりました。皆さんいいですか。次に住宅供給公社お願いします。

# (11) (特)長野県住宅供給公社

# (住宅部建築管理課長 白鳥政徳)

それでは次に、県の住宅供給公社について、説明をさせていただきます。事業概要はごらんのとおりでございますが、住宅や宅地の分譲、市街地の整備事業、これは店舗とかアパートとかそういった建築物の建設でございます。それにあわせまして、県営住宅や職員宿舎の管理を行っている状況にございます。

改革基本方針の中で事業の縮小とされておりまして、公社にかかる制度が改正された場合には、 改革基本方針を見直すということも付記されたものでございます。公社におきましては、この方 針を受けまして、いろいろな事業があるものですから事業単位で見直しを行いまして、地主から 依頼をされて、店舗ですとかマンションをつくります市街地住宅整備事業、またファミリー向け の賃貸住宅事業、こういったものからは順次撤退をしてきております。また借入金を縮小すると いうようなことから、繰上償還とか、借換えですとか、そういったことを行ってきております。

課題ということで、今回お願いをしている部分でございますが、17年6月に地方住宅供給公社法が改正されまして、以前は法律上不可能でございました自主解散規定が新設されました。こういったことから、設立団体の意思によりまして自主解散が可能になりました。制度としてはなったわけですが、その手続としては設立団体の議会の承認、本県で言えば県議会の承認、あわせて国の認可が必要な状況にございます。制度的にはこういったことで完備をされたわけですが、解散の場合の資産ですとか、負債ですとか、保証債務などの承継手続が制度化されなかったというようなことから、制度的にも依然として解散はできない状況にございます。それと本県の公社でありますが、現実問題として、保証債務とか、損失補償の引き継ぎ先がないというようなこともありまして、公社として引き続き適正に債権管理を行う必要があると考えております。

このため、方向性でございますが、事業の縮小、これは当初のとおりでございまして、新規の

分譲事業等は基本的には行わない方針でおりますが、そういう形での事業の縮小に努めてまいります。一方、公社の位置づけを、先ほど申し上げました債権管理を行いつつ、県営住宅や市町村営住宅など一般の公営住宅の管理でありますとか、市町村への技術的な支援に特化する方向で見直しをお願いしたいというふうに考えております。公営住宅の管理につきましても指定管理者制度の中ではありますけれども、住宅管理のノウハウを備えた職員が多数、技術職員も含めております。県営とあわせて市町村営住宅を管理することで、事業の効率化でありますとか、県民サービスの向上が図れると考えておりますし、市町村からのニーズも高いものがございます。この部分で公社の事業を引き続き実施していきたいと考えております。

なお、理由の下の部分に、多額の長期契約の部分がございます。長期債務は連帯債務で199億円、 損失補償で126億円という多額の部分がございます。この承継をどうするかというのが大きな問題 ではございますが、保証会社でありますとか、例えば保険の手続等々による引き受け策について も、公社法の規定ができたというようなことから、私どもも検討してきた経過もございますが、 コスト面も含めまして、公社が引き続き管理することが適当ではないかということで、この部分 につきましては、長期契約、平成52年まで実は残っているわけなんですが、その部分については 公社がやらざるを得ないというふうに考えております。以上でございます。よろしくお願いいた します。

### (市川部会長)

ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

#### (沼尾委員)

制度は改正されて解散はできるようになったけれども、手続が定められていないというのは、 それは何ですか、まだできていないということですか。法令整備がされていないということです か。

### (住宅部建築管理課長 白鳥政徳)

そうですね。そういうことだと思います。

# (沼尾委員)

ではいずれはできるという建前になっていて、手続がないということであれば、いずれは手続が制度化されるということですかね。

### (住宅部建築管理課長 白鳥政徳)

資産ですとか負債をどこへ、県へ承継するということは基本的にできないんですが、それを何らかの団体をつくったり、民へというようなことができてくれば、可能性としてはあるんだと思いますが。これも国にも聞いているんですが、なかなかそういった状況に今はないというふうに、その制度をつくる状況にはないというふうにはお聞きをしております。

### (沼尾委員)

それで仮にそれが整った場合には、改革基本方針でいくと、もう一回これを見直すという話になっているんですよね。事業の縮小。

### (住宅部建築管理課長 白鳥政徳)

当時の経過から見ますと、解散というようなことも議論の中にあったんですが、制度的にできないということであるので事業の縮小をというふうになっておりまして。制度改正ができましたので、いったんもう一度、俎上に載せて議論しなければいけないというふうな形になっておりますので、私どもとしてはお願いしていると。

### (沼尾委員)

わかりました。

# (市川部会長)

名前が住宅供給公社となると、住宅供給ということだけから言えば、大体目的は達したという ことですね。

# (住宅部建築管理課長 白鳥政徳)

宅地も住宅も含めまして、住宅不足という状況はありませんので、それはそういうことは言えると思います。

#### (市川部会長)

よろしいですか、はい、ありがとうございました。

#### (住宅部建築管理課長 白鳥政徳)

ありがとうございました。

# (市川部会長)

では暴力追放県民センターの関係。県警本部さんの方でお願いいたします。

#### (12) (財)長野県暴力追放県民センター

### (警察本部組織犯罪対策課長 吉池松男)

ご苦労様でございます。それでは県民センターの関係をお願いいたします。資料の2ページの一番下段でございます。暴追センターの課題等について、重点検証に基づきましてご説明を申し上げます。まず課題等についてですが、県補助金の削減が暴追センターに及ぼす影響について申し上げます。財源確保のため、自治体や企業等からの賛助金募集のために訪問件数が急増しまして、これに多くの時間が割かれるというような状態になりました。そのため暴力団等の反社会的勢力にかかわる情勢の緊迫に伴い、増加してきました暴力団相談について、きめ細かな継続的な指導が困難になってきた状況のほか、市町村等からの要望が増加しています不当要求等防止責任

者講習についても、要望どおりに開催ができないような状態になっているのが現状でございます。また暴力団監視事業の一環としまして、OBによる暴力モニターを委嘱し、地域の暴力団に関する状況を収集していただいておりましたが、補助金の削減により平成17年度から暴力モニターへの謝金が予算化できず、委嘱モニターによる活動が停止に追い込まれ、それに伴い情報提供がなくなってしまいました。さらに暴追センターが、被害犯罪防止のため暴力団情報を集約して、行政機関や民間企業へ情報を発信する暴力情報ネットワークの構築を目指しましたが、頓挫している状況にございます。

また暴追センターは、長野県弁護士会に委託しまして、民事介入暴力無料巡回相談所の開設を共催しておりますが、この補助金が削減されますと、開催に際して弁護士会等に過重な負担をかけるような状態になってしまいます。

次に平成19年度の予算措置について申し上げます。平成16年度に出されました改革基本方針により17年度から県の補助金が順次減額されて、19年度は県関与の廃止となって、補助金ゼロとなるところを、暴追センターの活動について大変深いご理解をいただき、暫定的ではありますが前年度同様644万8,000円の補助金を計上していただきました。しかし、事業遂行につきましては、暫定的なものではなく安定的な補助金の支出による財源支援にお願いしたいというところでございます。

次に今後の方向性及び理由について、説明をいたします。まず方向性についてでありますが、 平成16年度の改革基本方針である県関与の廃止を見直していただき、県暴追センターの事業活動 に支障が生じないよう、県が関与した積極的な財政的支援を継続して行っていただくように要望 をいたします。

その理由について申し上げますと、改革基本方針で自発的な意思に基づく民間運動として生まれ変わるべく抜本的な見直しが不可欠と、ご指摘を受けまして、市町村や企業等に働きかけて、 
賛助金制度を構築し、補助金にかわる財源を賛助金に求めようとしてまいりました。しかし、市 
町村や企業は、県が積極的に財政的な支援や暴追運動の支援等に関与することを切望しておりまして、 
県関与の必要性は非常に大きいものであると考えております。また、 
県が補助金廃止を決 
定したことにより、暴追センターが市町村や企業等に対しての賛助金による財政的支援を求める 
ことについて、市町村等から行政の中核たる県がなぜ関与を廃止するのかと、 
県が金を出さないならなぜ市町村や企業にそれを求めるのかというような大変厳しい反応が出ておりまして、 
実は 
理解を求めるのに大変困難さを有しているところでございます。 
補助金の削減により職員の新規 
採用もできず、現状維持が精いっぱいな状況でありまして、 
新規事業に手がつかず、 
既存の事業 
を遂行するについても、 
先に説明したとおり多大な支障が生じている状態にございます。

このほか不当要求防止責任者講習を受講した行政機関の職員に対して、行政対象暴力に対するアンケート調査をした結果、回答者のうちおおむね5人に1人は何らかの不当な要求を受けたということが、実態として判明しています。また4月27日に開設しました行政対象暴力集中相談日、これには14件の相談を受け、行政対象暴力の事案に対する県民の関心は高く、行政機関全体が行政対象暴力の被害対象であり、県下の行政の中核である県全体の財政的支援、主導によるという限りは、県下あらゆる団体、組織にとって心強いものと考えております。

以上、説明しましたが、暴追センター、改革方針に向けて、自立に向けて財政活動を行ってまいりましたが、それによる弊害は顕著なものがあります。また県内の暴力団情勢は、構成員約1,000

人強を超え、その4分の3は山口組組織の構成員であり、信州斉藤一家のように山口組の二次団体である國粋会総長の出身組織も存在するなど、権益を求めて他の組織と一触即発の状態が発生する不安定な要素が大いに高まっているのが現状であります。また昨年の暴力団員による犯罪の検挙件数は432件を数え、347人が検挙されており、市民生活に多大な迷惑を及ぼしている状況が明らかになっております。

暴力追放は安全な市民生活確保の最有力にされていると言っても過言ではではなく、警察の取り締まりと市民による暴力の存在を許さないという暴力追放運動が、車の両輪のごとく相まって運動することが肝要であり、民間の暴力追放運動の中核である暴追センターに、行政の中心である県が財政的支援により積極的に関与願うものであり、ぜひともこの辺をお願い申し上げたいと思います。

# (市川部会長)

ありがとうございました。委員の皆さん、ご質問等ありましたらどうぞ。

# (岡村委員)

暴力団相談というのは、件数的にはやっぱり年々増えてきているのでしょうか。

# (警察本部組織犯罪対策課長 吉池松男)

数的には増加しています。

#### (岡村委員)

その中で、賛助会員なんですが、市町村とか企業に協力を求めているというご説明でございま したが、この賛助会員というのはやっぱり増えつつあるんでしょうか。

# (警察本部組織犯罪対策課長 吉池松男)

17年から始めまして、年々増えている状態にはございます。特に最近、長崎の事件をはじめとしまして、行政関係に相当な関心がありますので、それに伴って企業の方もやっぱり同じような危機感がありますので、お願いしている割には増加傾向ということでございますが。

#### (小林委員)

暴力団相談というお話があったんですが、基本的には警察だと思うんですが、この団体がそういう意味で存在することは、警察にできてここができることというんですか、何かそういう、やっぱり存在意義そのもの、その辺はどういうところがあるんでしょうか。

# (警察本部警務課管理官 武井幸雄)

暴追センターが全国で最初に設立されたのが広島県で、民間による暴力排除の活動の重要性が 認識されたものと聞いている。暴追センターが行っている活動で、例えば、暴力団による被害を 受けている方々、あるいは暴力団にたまたま入ってしまった人など、いろんな方からの暴力相談 があるんですけれども、法の執行機関たる警察に相談する内容と、それができない内容の相談と いうのがあること。前の見直し専門委員会の中でも、民間の団体が暴力相談を受けることになったのは、警察本体の暴力相談の受け皿としての機能が弱いんじゃないかというふうに言われたんですけれども、内容的に、若干質的な違いがあるわけでございます。

具体的には、暴力団員そのものが組抜け支援をしたい、そういったものに対する金銭的な援助、こういったものもお願いできないかとこんなような話があるんですが、法の執行機関がそれらのものにお金を出していろいろやるということは、あとの捜査活動にちょっと任意性を疑われるような問題も出てくるということで、なかなか難しいものがあると。

それからもう一つ、前回、敷居が高いのは警察の責任だと言われたんですが、相談をされる方にとってやはり敷居の高い警察というのがある以上は、敷居の低い相談を受ける受け皿がないと、その人たちを救済することにはならないということで、相談する側の質的な違いに応じた2段階の相談の受け皿というのがどうしても必要になってくるんじゃないかなというふうに考えております。だからこれを一本に絞って、警察が一つ引き受けていればいいんではないかという問題ではないと思っております。

### (沼尾委員)

最初の任意性云々のご説明をいただけますか。ちょっと飲み込めないんですけれども。

### (警察本部警務課管理官 武井幸雄)

私どもの方で、その組抜け支援にお金を出しますと、組抜け支援の中で、その暴力団の違法状態、違法事実というのが出た場合、その情報について私どもがその証言者にお金を出して証言をさせているということがありますと、後々公判維持ができなくなる可能性が出てくるわけです。ちょっとその辺、捜査手法に関することですので、ちょっと機微な内容ですので、ちょっとこの辺でご勘弁願いたいんですけれども。

# (市川部会長)

ほかの委員、よろしいですか。

#### (沼尾委員)

これでいくと、委託という形ではできないということですね。要するに補助金ならば大丈夫な んだと言っているんですよ、要はね。そうでしょう。

### (警察本部警務課管理官 武井幸雄)

ただ一部、このセンターに対して、私どもの事業で委託しているものもございますので。それ は責任者講習の関係で、暴対法に基づく責任者講習。

#### (沼尾委員)

ありますね。ただ、今のような任意性云々のことでご説明いただいたような件を、委託料では 頼めないということですね。補助金なら大丈夫なんですね。はい、わかりました。

#### (市川部会長)

よろしいですか。どうもありがとうございました。 では消防協会、これは危機管理局ですか、お願いします。

# (13) (財)長野県消防協会

#### (危機管理局消防課長 窪田修治)

それでは消防協会について、説明させていただきます。事業概要につきましては、ここに記載のとおりでございます。それから改革基本方針ですが、県と市町村及び団体との役割分担の明確化ということが示されました。それに伴いまして、平成16年度から本部事務局の県職員の派遣を廃止したり、それから補助金の廃止を実施してまいりました。

現在の課題は、支部、地区協会の事務局体制については、市町村や協会と役割分担を検討した 結果、引き続き県で事務を行うこととなっていることでございます。今後の方向性及び理由です けれども、関係機関等と意見を聞きながら検討しました結果、一応基本方針の一部を変更させて いただいて、支部、地区協会事務局に対する県の人的関与を当面継続いたします。なお、当面の 目安としましては、括弧内の常備消防の広域化が進展するおおむね5年後の段階で、市町村合併 等の動向を勘案しながら再検討をしたいと思っております。

理由としましては、支部、地区協会事務は、県、地方事務所と共同で進めるものもあり、杓子 定規に役割分担を線引きして、直ちに県の人的関与をなくすことは現実的には困難であります。 また市町村を支援する立場である県が関与することは、県内の地域消防・防災業務を円滑に推進するためには必要な役割でもあります。 さらに市町村支出の分担金のみで運営している支部、地区協会にとって、県の人的関与をなくすことは支部の運営に重大な支障を来すことになりまして、結果として市町村の負担の増加につながることとなります。以上のことから、当面、現状維持が一番最善ではないかと思われますので、よろしくお願いしたいと思います。

#### (市川部会長)

支部というのは大体地方事務所ですか。

# (危機管理局消防課長 窪田修治)

全部、地方事務所です。

## (市川部会長)

地方事務所単位でやっていると考えればいいですね。

# (小林委員)

資料1の方向性のところで、常備消防の広域化が進展するおおむね5年後の段階で再検討ということですが。これ常備消防の広域化が進展すると、必要性は低下するということなんですか。

## (危機管理局消防課長 窪田修治)

地区協会が現在行っているものが、常備消防、通常の消防署と、それから消防団もかなりなものですから、常備消防が広域化されても消防団の必要性がなくなるというような形はないと思います。ただ再編によりまして、今は地方事務所単位で協会がありますが、3つあるところもありますけれども、あと消防本部が14ありまして、その辺がどんな組み合わせで広域化が進むかによっては、地方事務所が統廃合されなければあまり影響がないかもしれませんけれども、一応、事務局がそのまま残るのか、例えば市町村合併が大幅に進むような場合には、当然ながらその消防協会の地区協会も変わっていかなければならないかなというようなこともありますので、その辺またちょっと様子を見ないと何とも、県が手を引くというような形にはならないんですけれども。

## (市川部会長)

要は広域の常備消防体制のところへ、大きくなればそこへ支部の事務は任せればいいと、そういうことですね。

# (危機管理局消防課長 窪田修治)

その辺が、市町村が、現在は分担金を出して、実際の事務は地方事務所の方でやっているんで すけれども。広域の方でお引き受けいただけるかどうかというのがなかなか・・・

#### (市川部会長)

だけど、この事務はそんなに大きな事務ではないですよ。ほんのわずかですよ。でも消防団に 気持ちよく動いてもらわないと困りますからね。それは大変なことになってしまうから。

#### (危機管理局消防課長 窪田修治)

やはり消防団としましても、県とのつながりというのを結構大事にしておりまして、その事務 局云々ということではないんですけれども、県の姿勢というような部分で、どうしても県のかか わりを持っていてほしいというのが、あるのではないかと思っております。

# (沼尾委員)

制度上、消防は県の仕事じゃないですよね。

#### (危機管理局消防課長 窪田修治)

そうです、市町村です。

## (沼尾委員)

そこからちょっと話を始めないと、いつまでたっても。

# (危機管理局消防課長 窪田修治)

直接に消防署、常備消防ですとか消防団を設置するのは市町村ですけれども、県の役割としましてやはり、その消防団ですとか消防職員の教養訓練ですとか、それから防火思想の啓発ですとか、そういう防災関係の支援をするというのが、県の役割でもありますもので・・・

# (沼尾委員)

それ、少なくとも法律に書いてあるんですか、県がやるって。

# (危機管理局消防課長 窪田修治)

それは消防組織法の中で、第29条に。

#### (沼尾委員)

あとで、では拝見します。そうですか。そういう規定があるのであれば、これでやっているということなんでしょうけどね。やっぱり理解してもらうしかないんじゃないですかね。だって県とのつながりがないとどうもという、そういうことなんでしょう。復活してほしいというふうにおっしゃっている方々は。

# (危機管理局消防課長 窪田修治)

今、現状は、今まで、本部は別ですけれども、支部イコール地区協会ですけれども、それは現 実には地方事務所の方で事務的なことをやっているわけですね。

# (沼尾委員)

県が認めてくれていることを俺たちはやっているんだという、そういう心理的なサポートがほ しいと、そういう趣旨なんでしょう。

#### (危機管理局消防課長 窪田修治)

そういう部分も結構あります。そこがやっぱり頑張れると言いますか、その表彰の関係等も県 を通じてやるようなこともありますし。

## (沼尾委員)

あがないになるわけですね。こういう活動をやっていると、県もサポート、認めてくれると、 表彰もある。だから表彰というんでしょうけれども。はい、よくわかりました。

#### (市川部会長)

よろしいですか。はい、ありがとうございました。

それでは長寿社会開発センターの関係、これは社会部の関係ですが、お願いいたします。

## (14) (財)長野県長寿開発センター

## (社会部長寿福祉課長 吉沢 猛)

長寿福祉課でございます。よろしくお願いいたします。資料1、3ページの上から2段目にございます長寿社会開発センターの関係でございますけれども。改革の基本方針としますと、県関与の抜本的な見直しということでございまして、改革の実施状況のところにありますように、県

派遣職員につきましては、5名を3名にいたしまして、あと老人大学につきましては運営を18年度から県の直営化とさせていただいております。

こうしたことによります課題でございますけれども、実は団塊の世代の大量退職時期を今年の3月から迎えたわけでございますけれども、事務局を縮小したこと、そしてまた老人大学を県の直営化したことによりまして、センターで行っておりますシニアリーダー養成講座などの事業がございますが、これらとの一体的な運営というものができなくなっているということでございます。

今後の方向性として考えているものでございますけれども、県関与につきましては継続していきたいということと、もう一つ、他団体との事務局統合ということも視野に入れながら事務局体制の充実というものを図ることとしたいということでございます。

理由につきましては、恐縮でございますが資料の15の2ページ目でございます。長寿社会開発センターの業務等についてというA4のペーパーでございますので、そちらをごらんいただきたいと思います。主な業務につきましては、 に記載してございますように、賛助会員ということでサポーターを募っておりますので、そちらの社会参加活動。それと県からの補助事業といたしまして、シニアリーダー養成講座、信州ねんりんピックということで、これは文化とスポーツでございますけれども、それと全国健康福祉祭への参加。その下にございますのが老人大学ということで、これが18年度からは県直営になったということでございます。

状況の変化、課題等でございますけれども、上から3つ目のポツにございますように、県内では約11万人、団塊の世代の方がいらっしゃいますが、退職者とすると約8万人というふうに見込んでおります。これらの方々が今年の春から退職というようなことで、非常に元気な高齢者の予備軍の方でございますけれども、これらの方の参加支援策というものを充実を図る必要があるわけでございますが、現在のちょっと事務局体制では不十分な状況でございますし、またセンター独自の賛助会員というものにつきましても、高齢化がございますので、この辺の募集の強化というのも課題となっているということでございます。

それともう一つ、その下でございますが、老人大学の直営化によりまして、従来のセンター事業との一体的な運営ができないというふうな状況があります。これにつきましては、その後ろの3ページ目の資料をごらんいただきたいと思います。3ページ目につきましては、社会参加活動実践者ということで、高齢者を対象にしたものをまとめたものでございますけれども、従前は、上に老人大学がございますが、こちらを全体の入り口といたしまして、仲間づくりと知識のかん養というのを目的に書いてございますが、この2つを主な目的としまして、県下10カ所、地方事務所単位で2年間の講座をやりまして、各学年1,800名というような形の定員構成になってございます。

これらの方々を対象としまして、またあるいは卒業生を対象といたしまして、その下にございますシニアリーダー実践講座ということで、より地域での先頭になっていただく方の実践講座、それと右側にございますような、賛助会員ということでそれぞれ協賛と言いますか、ご賛同いただいた方、個人と法人の方でございますけれども、これらの方の活動を支援しているというのが、センターの従来の全体でございますが、18年度から上段にございます老人大学というものが県直営になった関係で、この3つの事業の一体的な実施というものができにくくなっているというような状況がございますので、これを一体的にやることによりまして、より有効な、効率的な形に

戻したいということでございます。

もう1点、上段にございます老人大学運営そのものの県による実施の必要性につきましては、4ページの資料をごらんいただきたいと思います。まず1でございますけれども、市町村での老人大学的なもの、老人大学校等もございますけれども、これらの実施状況を調べさせていただきましたところ、県内81の団体のうち、実施が41、未実施40という状況でございます。ただ、町村ということでごらんいただきますと、町村につきましては62団体あるわけでございますが、まだ実施してないところが36団体あるわけでございまして、6割の町村はやっていないというような状況がございます。小さな町村におきましては高齢化率が高く、高齢者も多いわけでございますので、老人大学を受講できる機会の確保が必要ではないかと考えてございます。

2でございますけれども、県の老人大学と市町村で今おやりいただいています老人大学を比較すると、県の方が規模も大きく、また広域的に受講生が集まるというようなことで、単なる知識の習得だけではなくて、仲間づくりというような点でも有効ではないかと、このように考えておるわけでございます。それともう1点でございますが、独自に老人大学を実施している市町村からも、県の老人大学に対して多くの方が受講しているような状況でございます。

県の老人大学との比較につきましては、上の表がございまして、定員、受講期間、学習時間等につきましても、県の方が人数が多く長いというような状況でございます。その下に主な市ということで、長野市、松本市、上田市、飯田市と出させていただきましたけれども、これらと県の老大の比較というようなことでございまして、下の欄にありますように、県の老大の全体で3,097名、在籍者がおりますけれども、長野市から493名、松本市からも424名、飯田市から189名というような方、非常に多くお見えいただいているというような状況がございまして、2年制であるということ、そしてまた実技、座学を含めまして、講座の幅が広いと、また講師が充実しているというようなことで、県の老大の方がすぐれている点ではないかなというふうにとらえているところでございます。

一番下に各県の状況をご参考までにお示ししてございますが、老大につきましては、現在、全国35の府県で実施されておりまして、直営は3、あと委託、補助というようなことがほぼ15、6県というような状況になってございます。

というようなことでお願いしているところでございます。どうかよろしくお願いいたします。

# (市川部会長)

ご意見どうぞ。

## (岡村委員)

前回の勉強会にちょっと出なかったものですから、前回出たかどうか。「他団体との事務局統合 も視野に入れながら」ということですが、これはどのような団体を想定していらっしゃるんです か。

# (社会部長寿福祉課長 吉沢 猛)

全国の状況を調べましたところ、県社会福祉協議会と長寿社会開発センター的なものが統合しているところが22県ございます。昨年の4月に、例えば新潟県ですとか山梨県ですとか、近県に

おきましても同様な動きがなされておりますので、背景としましてはやはり行政改革の推進というようなことがございますので、事務局体制の充実ということで、今以上に県の職員の派遣とかというわけにもなかなか全体的に厳しい状況でございますので、既存の団体との統合というようなことも視野に入れて、やっていく必要があるんじゃないかと考えているところでございます。

# (岡村委員)

それからもう1点、3事業一体でやることが非常に難しくなったというふうにおっしゃっていますけれども、シニアリーダー、これは募集定員300名ですが、毎回フルに集まっているんですか。これ、別個にやることによって、逆にどんなマイナスがあるんですか。

## (社会部長寿福祉課長 吉沢 猛)

従前でございますけれども、先ほどの資料15の3ページの資料でお示ししてございますけれども。実は募集するというようなことで、実際は、従前は老人大学の講座のある一部の時間なり、休憩時間等を借りまして、その中でシニアリーダーをやっていらっしゃる方々や卒業して活動されている方々ですとか、賛助会活動を実際におやりになっていまして、地域で活躍されている方々の自己紹介と言いますかPRをさせていただく中で、この3つの事業を一体的にできたわけでございますが、18年度から老人大学が県直営になったことがございまして、現場と言いますか、運営上におきましてなかなかその辺の理解が得られなくなってきているという状況があるということでございます。定員につきましては、ほぼ定員を確保できている状況でございます。

#### (小林委員)

今、うまく連携ができないというんですけど、それは単なるセクショナリズムで、そういうことをしようとすればできる問題ではないんですか。

# (社会部長寿福祉課長 吉沢 猛)

やはりかかわっている職員というのが、各支部ごとに10あるわけでございますけれども、そちらにおきまして、全体的にやっている担当の職員が分かれてしまってと言いますか、業務が違うというようなこともありますので、そういった中でうまくいっていないということでございます。

#### (沼尾委員)

これ、受講料はとっているんでしたよね。

# (社会部長寿福祉課長 吉沢 猛)

老人大学につきましては、2,000円をいただいております。

#### (沼尾委員)

たくさん来るのは安いからじゃないですか。

## (社会部長寿福祉課長 吉沢 猛)

この2,000円につきましては、例えば卒業証書ということで実際にご本人に帰属する分ですとか、 そういうものはやはり県の方の税金なりで負担するのはふさわしくないという考え方で、一応設 定させていただいている実費というようなことで負担をしていただくものであります。

#### (沼尾委員)

なるほどね。事務局の体制を充実するのであれば、何か財源を捻出して、人でも雇うなりすれば、連携が昔のように戻るということではないかもしれないけれども、体制は強化できるということも考えられますよね。だから受講料をもっととって、安いからたくさん来るんだろうから、それで減ってしまうかもしれませんけど、そうすると政策の目的からすると反するのかもしれませんが、手段としてはそこら辺を考えられるかなと思ってお尋ねをしたんですが。そうはいかないということですよね。実費しかとれないと。

# (社会部長寿福祉課長 吉沢 猛)

費用負担につきましては、情勢の変化等もございますので、また毎年の財政セクションとの折衝とかもございますので、そういった中でやはり全体で考えていかなければいけない問題とは認識しております。

## (沼尾委員)

これは都会なんかで言えば、カルチャーセンターですよね、ある意味で。この老人大学だけに 限って言えば。

## (社会部長寿福祉課長 吉沢 猛)

カルチャーセンターの要素というのはなくはないわけでございますけれども、実際その活動の 実践というようなことで、ボランティアに実際に行って、学部全体で社会福祉施設へ分けて行く ような形の講座も入れてきてございますので。

# (沼尾委員)

老人大学のメニューに。

## (社会部長寿福祉課長 吉沢 猛)

はい。というようなことで幅広く、単なるその知識習得だけではございませんで、そういった 意味での研究というようなものも含めまして、あるいはその実践と言いますか、ボランティアも 含めてやってきておるところでございます。

# (沼尾委員)

よくわかりました。

#### (市川部会長)

よろしいですか。全然関係ないけど、老人大学という名前がよくないですね。

## (社会部長寿福祉課長 吉沢 猛)

それにつきましては、実は今年の2月県議会でも議論になりまして、先ほど全国35で実施していると申し上げましたが、老人大学という名前を使っているところは、大阪府と長野県だけでございまして、大阪府はこの6月から高齢者というふうに変えましたので、長野県だけが今残っている状況でございます。今年、名称、講座内容、あるいは再入学の関係につきまして、あり方の検討をする予定で組んでございまして、今年の秋の予算要求までには、その辺につきましてどうするかということをまとめたいと考えております。

# (市川部会長)

どうもありがとうございました。 それでは最後、社会福祉事業団、お願いします。

# (15) (社福)長野県社会福祉事業団

# (社会部障害福祉課長 寺沢博文)

社会福祉事業団、障害福祉課でございますが、よろしくお願いいたします。資料1の3/4でございます。社会福祉事業団につきましては、知的障害者の福祉を中心として、設置運営をしております「水内荘」とかグループホーム、通所授産施設のほか、県から受託をしております「長野県西駒郷」、それから障害者福祉センター「サンアップル」等の受託をしている事業団でございます。

その改革基本方針につきましては、県の人的関与を廃止、財政的関与のあり方を見直すということでして、この間、本部事務局、それから西駒郷等々に県職員の派遣をしていたわけでございますが、その中で、例えば水内荘、それから障害者福祉センターについての職員の派遣については、18年度までに廃止をしておるわけでございますが、現在、本部事務局、それから西駒郷については、まだ派遣を継続しておるわけでございます。

人的関与について申し上げますと、まず本部事務局でございますけれども、今、事業団全体の中で給与等の見直しをお願いしているわけでございまして、その改革を進める上で、事業団の職員の中で専門性を必要とする業務を担う人材が不足しているというような点から、18年度までの派遣ということでございましたが、今年度も引き続き1名お願いしているのが現状でございます。それから西駒郷については、19年度までということで派遣を廃止するということで計画をされておるわけでございまして、順次削減をし、昨年33名、今年度は17名という、西駒郷については派遣しておるわけでございますが、急激な県職員の引き上げというようなことの中で、利用者支援に関する経験不足というような点とか、保護者等から県職員の派遣継続を強く要望されているのが現実でございます。

それから財政的な関与について申し上げますと、財政的関与のあり方を見直すとされておるわけでございます。課題としますと、一つは本部事務局の経費が算定されてなかった点、もう1点、大きな問題は、西駒郷のことでございますが、受託の中で平成20年度、来年度以降は重度者に対する職員の加配とか、地域移行分、それから16ヘクタールに及ぶ敷地等の管理というようなとこ

る以外については、自立支援給付費、国・県・市町村で出します給付費の中で賄う、自立的に賄うというふうにされておるわけでございますが。現実的には、地域移行ということを今進めておるわけでございますが、利用者の地域移行に比べて施設が分散しているというような点がございまして、職員がなかなか減らすことができない。また平成18年度からスタートしております障害者自立支援法のスタートによりまして、経営の見通しが極めて不透明なというような状況の中で、財政的支援というものが必要ということになっておるわけでございます。

このため、今後の方向性でございますが、人的配置につきまして、先ほど申し上げた本部事務 局については、今、改革を進めておりますので、当面、19、20年度までは、県職員 1 名の派遣をお願いしたいというふうに考えているものでございます。また西駒郷についても、現在17名ということでございますが、特に重度の支援等の課題もございますので、事業団職員にノウハウが継承されるまで、おおむね3年ぐらい、一定の方の県職員の派遣をお願いしたいというものでございます。

また財政的関与でございますけれども、本部事務局の運営費については、将来的に指定管理の中で管理料ということでお願いをしていきたいなというふうに思っているものでございます。また西駒郷の財政的関与につきましては、この人件費の削減や規模の縮小ということを進める上で、採算性の困難な状況というのが解消されるまでの間、必要な財政的な関与の継続をお願いをしたいと、そういうふうに思っているものでございます。

具体的には、資料16の2枚目にA4の資料がございます。西駒郷の現状と課題ということでございます。1、2、3というふうに分けてございますが、表をごらんいただきますとおり、入所者、利用者については、平成5年から半減しておるわけでございますけれども、職員数、先ほど申し上げたように、分散した施設というようなこと、ローテーションで利用者支援をしているというようなことがございまして、職員はなかなか減ってこないというのが現実でございます。先ほど申し上げた3の中に管理運営費の推移もございますけれども、右側に改革実施プランで特殊要因として認められている経費というものが1から3まであるわけでございますけれども、これだけでは、平成20年のあくまでも仮定をしているわけでございますけれども、先ほど申し上げた施設の分散というような状況の中で、例えば管理運営費の中で、仮定として大変恐縮でございますが、人件費を例えば10%カットしても約1億円ぐらいの削減にしかならないということがございます。職員数をどのぐらいにするかという問題もあるわけでございますけれども、ざっと計算した中では、今、改革プランの中で言われております特殊要因だけでは運営ができないのではないかと。そんなことがございますので、ぜひともこの必要な期間、財政的な関与の継続をお願いしたいというものでございます。説明は以上でございます。

# (小林委員)

要は基本方針と比べると、県の人的関与や財政的支援の期間に問題があるので、期間を延ばすということだけで、方向は変わりないですね。

#### (社会部障害福祉課長 寺沢博文)

実は西駒郷については、県下で一番、施設から地域へということで、地域移行をお願いして、 平成15年度から積極的に進めていただいております。その中で、西駒郷については、24年度を目 途ということで、地域移行を、今、計画的に進めております。そんな中で、非常に小さくなれば、施設が民間の施設と同じような運営はできるようにお願いをしてまいりたいと思っておるわけでございますが、それまでの間というのは、非常にまだ敷地が大きかったり、分散しているというようなことがありますので、将来的にはできるだけそのようにしてまいりたいわけでございますが、重度者も多いというような面もあるわけでございますが、すぐには財政的な関与ということをはずすわけにはいかないのかなと、こんなふうに思っています。

# (小林委員)

基本的には、基本方針どおり進めるということですか。

# (社会部障害福祉課長 寺沢博文)

基本的な考え方は、進めていきたいと思っております。

# (市川部会長)

今、中身を見ると水内荘は直営で、西駒郷というのは事業団が受託していると。そのほかは指定管理になっていると。水内荘を直営でやるのなら、それは県の意向になるけれども、もう委託ではなくて、事業団が西駒郷をみずから直営でやるというような、県は一切をお任せにしたらどうですか。

## (社会部障害福祉課長 寺沢博文)

今、部会長さんおっしゃったように、全国の中でも直営、それから指定管理とか、さまざまな やり方をしておろうかと思います。ただ、今の状況では、譲与ということになろうかと思います けれども、先ほど申し上げた、今のその分散した状況では、要するに財政的、自立支援・・・

# (市川部会長)

今すぐやれということじゃないんです。将来の方向として、事業団というのは直営でこれとこれを持って、あとは指定管理にする。そういうふうに決めて、そういうふうな方向を出さないと、事業団も存在自体があいまいになってしまう。それはこの西駒郷も重度棟でやってきたし、時代とともにも変わっていくのだけれども。その間は、貸与するとか、公的関与をするとか、そういうふうにしながら事業団の直営に移行してくとか、それは県が政策的にやればいいんじゃないかと思うので。そういうふうにすると事業団がすっきりしてくる。そうすると、ここに書いてあるように、最初に書いてある自立という線が打ち出せてくるのではないか。今すぐどうこうするというのは、それは無理なんです。そういうことを考えないで、ただ事務的に自立といっても、持つものを持たないと自立とはいえない。水内荘を直営でやるなら、西駒郷も県から頂いたらどうですか、というような基本的な発想の転換があってもいいじゃないかと。これがそこで言っていることだと思いますけど。

#### ( 社会部障害福祉課長 寺沢博文 )

おっしゃるとおりで、今、西駒郷は新しい棟、60人のところをつくっておるわけでございまし

て。古いところも残っていて、その古いところをどういうふうに活用、修繕とかさまざまな課題もございます。それから先ほど申し上げたように、24年度までに向けて、地域移行を進めていくというような状況がございますので、そこまでは非常に難しいかなと思っておりますけど。部会長さんおっしゃるように、一つの施設、それからもう少し西駒郷が、今、計画では60~100人というようなところにしたいと考えていますので、その時点にいけば、今のお話のような将来展望は開けるのかなと、こんなふうに思います。それもこれから検討していく材料だというふうには思っておりますが。

#### (岡村委員)

先ほど来話題になった商工施策とか文化施策も全く同じことですよね、本質的には。

## (小林委員)

すみません、ちょっと予備知識で。今、直営と指定管理と、施設によっているいろ違うんですが、それは何かいろいろ理由があってやるんですか。

#### (社会部障害福祉課長 寺沢博文)

資料の一番左に事業概要があるわけでございますけれども、県立でつくってあります西駒郷と、 長野市にある障害者福祉センター「サンアップル」は、県の施設なもので、指定管理ということ で委託をお願いしたものでございます。そのほかは、設置運営ということで、独自にお願いして いる、事業団が設置していると、そういうものでございます。もともと設置運営ですので、部会 長さんおっしゃったように、国・県・市町村の自立支援給付費という、その中で賄っていただい ております。

#### (市川部会長)

大分時間も超過しました。よろしいですか。ご苦労様でした。

# (社会部障害福祉課長 寺沢博文)

ありがとうございました。よろしくどうもお願いします。

#### (市川部会長)

担当部局からのヒアリングということで、予定の時間を45分も超過いたしましたが、ご苦労様でございました。では事務局の方で。

#### (事務局)

それでは、次回は5月23日水曜日に開催いたしまして、土地開発公社など10団体からヒアリングをしたいと考えております。また残る8団体につきましては、5月30日水曜日、ヒアリングをしたいと考えております。詳細につきましては、文書でご通知をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

# 3 閉 会

# (事務局)

本日はこれで閉会です。どうもありがとうございました。